

平成 29 年 12 月 15 日

◎弘田委員長 ただいまから、危機管理文化厚生委員会を開会いたします。

(10 時 12 分開会)

本日からの委員会は、「付託事件の審査等について」であります。当委員会に付託された事件は、お手元にお配りしてある付託事件一覧表のとおりであります。

日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思います。なお、委員長報告の取りまとめについては、12 月 19 日火曜日の委員会で協議していきたいと思います。

お諮りいたします。日程については、先ほどの説明のとおり行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なし)

◎弘田委員長 御異議なしと認めます。

それでは、日程に従い、付託事件の審査及び報告事項を一括議題とし、各部局の説明を受けることにいたします。

なお、補正予算のうち人件費の説明は部局長の総括説明のみとし、各課長の説明は省略したいと思いますので御了承願います。

《危機管理部》

◎弘田委員長 まず、危機管理部について行います。

議案について、危機管理部長の総括説明を求めます。

◎酒井危機管理部長 それでは、今回提出いたしております補正予算議案について説明させていただきます。お手元にあります青いインデックス、危機管理部議案説明資料 1 ページをお願いいたします。

危機管理部から今回お願いいたしますのは、人件費で 1,610 万 7,000 円の減額補正です。補正の主な理由といたしましては、今議会に上程しております、職員の給与に関する条例改正案にかかる給料及び勤勉手当の改正を反映させていただいたものと、人員の減、職員の新陳代謝、共済費負担率の変更によるものです。

次に、審議会の経過報告をさせていただきます。赤いインデックスで審議会等とあります。2 ページ、平成 29 年度各種審議会における開催予定一覧表をごらんください。9 月定例会の提出議案がございませんでしたので、6 月定例会以降に開催されました審議会について御報告させていただきます。

まず、中ほどにあります高知県救急医療協議会が 12 月 4 日に開催されました。この協議会は、県内の救急医療の円滑な推進を図ることを目的として設置されたものでございまして、今回は第 6 期の高知県保健医療計画の評価と第 7 期の策定、また救急病院の新規認定について御審議いただきました。

次に、その下のメディカルコントロール専門委員会ですが、この委員会は、協議会の中の専門委員会の一つとして設置しておるもので、さらにその下に三つの検討会が設置されております。資料にありますように、7月11日にこの三つの検討会を担当する委員の変更について、書面により承認をいただいたものです。

私からの説明は、以上です。

◎弘田委員長 質疑を行います。

(なし)

◎弘田委員長 質疑を終わります。

以上で、危機管理部を終わります。

《健康政策部》

◎弘田委員長 次に、健康政策部について行います。

最初に、議案について健康政策部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎山本健康政策部長 健康政策部の議案は、一般会計補正予算と条例議案が1件となっております。資料の②議案説明書、補正予算の30ページをお願いいたします。

健康政策部の一般会計補正予算の総括表ですが、総額で5,480万9,000円の増額補正をお願いするものです。人件費につきましては、一括して私から説明し、各課長からの説明を省略させていただきます。人件費補正の主な理由は、今議会上に上程しています、職員の給与に関する条例改正案に係る給料月額及び勤勉手当の改定を反映させて計上したことによるもののほか、人員の増減、職員の新陳代謝、共済費負担率の変更等によるものです。

次に、事業予算に係る補正予算の御説明をします。まず、健康長寿政策課ですが、平成30年4月から高知家健康パスポートの新たな上位ステージとなる高知家健康パスポートⅢの開始を考えており、その準備に必要な経費を計上しています。

次に、健康対策課では、国庫支出金の精算返納に要する経費を計上しているほか、食品・衛生課では、動物の適正飼養や譲渡動物に関する広報を強化するための経費を計上しています。

次に、債務負担行為について御説明します。33ページをお願いします。健康長寿政策課では、保健衛生総合庁舎の改築工事について、庁舎の完成時期が旧庁舎の解体工事のおくれなどにより、当初予定していた平成31年1月末から4カ月おくれ、5月末と年度を超える状況になったことから、31年度分の工事費用を債務負担行為として追加するものです。

次に、44ページをお願いします。食品・衛生課では、現在業務委託をしている小動物管理センターの委託期間が来年3月末で終了することから、引き続き複数年の管理運営を委託するために債務負担行為を追加するものです。

次に、条例議案について御説明をします。④議案説明書、条例その他の1ページをお願いします。一つ目にあります高知県国民健康保険法施行条例議案ですが、国民健康保険法の改正により、県の条例で定めることとされた国民健康保険事業費納付金などの必要事項を規定するものです。

続きまして、部で所管します審議会の開催状況についてです。健康政策部の中の、審議会等のインデックスのついた部分ですが、平成29年度各種審議会における審議経過等一覧表をごらんください。平成29年9月定例会開催以降、昨日までに開催されました審議会は、右端の欄に平成29年12月と書いています高知県医療審議会、医療法人部会など11件で、主な審議項目、決定事項などを記載しています。また、各審議会の委員名簿は資料の後ろにつけていますので、御確認をお願いします。それぞれ、詳細につきましては担当課長から御説明いたします。

以上で、総括の説明を終わります。

◎弘田委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈健康長寿政策課〉

◎弘田委員長 初めに、健康長寿政策課の説明を求めます。

◎中嶋健康長寿政策課長 当課からは、一般会計補正予算の議案を提出しております。

まず、資料ですけれど、②議案説明書、補正予算の31ページをお願いいたします。

歳入の補正予算ですが、このページにございます9款国庫支出金と14款諸収入につきましては、全て人件費の補正に伴うものです。

32ページをお願いいたします。歳出の補正予算です。中ほどから下の、1目保健衛生費の右端の説明欄をごらんいただきたいと思います。健康づくり推進キャンペーン実施委託料の349万2,000円につきましては、高知家健康パスポート事業の取り組みを来年度から充実することとし、その準備にかかる費用を計上しております。詳細につきましては、議案参考資料で御説明させていただきます。健康長寿政策課と赤いインデックスのついたページをお願いします。

資料の上段に記載していますように、高知家健康パスポート事業は、日本一の健康長寿県構想の大目標でございます壮年期の死亡率の改善を図るため、昨年9月から健康づくりの県民運動の一環としてスタートいたしました。現在は、市町村や保健所が実施する健康づくり事業、また民間事業所が行います健康経営のプラットフォームとして活用いただきまして、パスポートの取得者数は、11月末現在で、Ⅰが2万887人、Ⅱが1,818人と大変多くの方に御参加いただいているところです。

下の段のランクアップ制度の充実と事業の延長をごらんいただきたいと思います。パスポートを新たに取得いただく方は、昨年度の事業開始以来、そのペースを落とすことなくふえています。このように、多くの県民の皆様にご好評いただいている状況を踏まえまして、

今回パスポート事業の充実とあわせて、事業期間の延長を考えております。下の階段状の絵をごらんいただきまして、充実面では新しいランクアップのステージとしまして、来年4月からパスポートⅢを、さらに来年の9月からは最上位ステージとなりますマイスターの導入を考えております。

まずパスポートⅢですが、積極的な健康づくり活動を持続した方をイメージしまして、パスポートⅡにシールを3色、合計60ポイント集めていただくことをランクアップの要件としております。次にマイスターですが、上の吹き出しの部分に記載しておりますが、こちらはヘルシー高知家プロジェクトに掲げます、「健診を受ける」、「健康知識を得る」、「健康に食べる」、「体を動かす」という四つの行動目標に満遍なく取り組まれ、定着された方をイメージする最上位のステージと考えております。

健診や人間ドックで交付されるピンクシールを10ポイント以上このポイントにつきましてピンクシールだけ特別で、1枚5ポイント換算になっています。10ポイント以上ですので、枚数でいうと2枚以上になります。それに加えて、健康イベントに参加し健康知識を得ることや、健康的なお弁当の購入などで交付されますグリーンシール。また、運動などで交付されますブルーシールをそれぞれ30ポイント、30枚以上、合計で100ポイント集めていただくことをランクアップの要件としております。

パスポート事業は、取得をきっかけに健康的な活動の定着を目指しまして、ランクアップしていただくことが目的ですから、どういうことを県民の皆様に訴えてランクアップをしていただくかを、右側のランクアップの動機付けの部分に整理しております。上から、ランクアップの達成感と御自身の健康状態の改善や向上で得ます達成感、それから日々の活動を評価されることでやる気につながっていただく充実感、ランクアップ時の抽せんポイントを楽しんでいただく娯楽感、最後にランクアップに伴って得点がよくなりますお得感。これらを効果的に広報することによりまして、健康づくりの機運を高め、ランクアップを目指していきたいと考えております。

次に、その下の事業実施期間の延長ですが、事業期間の終期を平成30年度末から33年度末まで3年間延長し、県民の皆様の健康行動のさらなる定着につなげていきたいと考えております。1番下のボックスの補正予算につきましては、来年4月からスタートしますパスポートⅢの印刷を初め、来年度の準備に必要な予算としまして349万2,000円を計上しております。今後も引き続き、市町村や関係機関と連携しながら、健康づくりの県民運動としまして健康パスポート事業に取り組んでまいります。

次に、再度、右肩②の資料、議案説明書の33ページをお願いいたします。

こちらは、保健衛生総合庁舎整備事業費の債務負担行為としまして、限度額1億3,314万7,000円を追加させていただいています。議案参考資料の2ページをお願いいたします。

県庁北庁舎に隣接します保健衛生総合庁舎につきましては、築 40 年以上が経過し、耐震性もなかったことから、平成 27 年度から、建てかえ工事を進めております。中ほどのスケジュールにありますとおり、衛生研究所の業務を継続させながら工事を進める必要があることから、1 期工事、2 期工事と 2 段階に分けて建設しております。1 期工事は本年 3 月に完了し、4 月中旬から衛生研究所が業務を開始しまして、5 月の出先機関の業務概要調査におきまして、委員の皆様にも御視察いただいたところです。

3 ページをお願いいたします。配置図ですが、上側が北になります。上から警察本部、その下の新庁舎の 1 期棟が御視察いただきました衛生研究所が入っている棟で、現在建設を進めているのがその下、南側にあります 2 期棟です。完成後は、環境研究センターなどが入居する予定です。

2 ページにお戻りいただきまして、スケジュールをお願いいたします。日程につきましては、旧庁舎の解体を終えて、現在は埋蔵文化財の調査を行っているところです。1 月からは建築に取りかかりますが、当初の予定より工事におくれが生じております。このスケジュールの上段が当初の計画、下段が現在の見込みです。下の吹き出し部分にその内容を記載しておりますが、左から、研究棟などの解体工事におきまして、給水管の分岐位置を変更するために約半月のおくれ、1 期工事におきまして、コンクリートぐいなどの地中障害の除去のために約 1 カ月半のおくれ。旧庁舎の解体工事において、アスベストが想定より多く存在し、その除去に時間を要したことなどによりまして約 2 カ月間のおくれ。以上、これまでの工事で合計 4 カ月のおくれが生じております。

この工期の長期化によりまして、当初完成時期を平成 31 年 1 月 31 日としておりましたが、4 カ月おくれで、平成 31 年 5 月 31 日となる見通しです。その後引っ越し作業等を行いまして、全館のオープンが平成 31 年 7 月ごろを予定しているところです。

最後に、1 番下の債務負担行為の追加をごらんいただきたいと思います。契約総額につきましては、工期延長の要因となりました旧庁舎の解体工事に伴うアスベストの除去などに追加費用が生じたことによりまして、4,036 万円の増額が必要となっております。今回の補正予算では、契約期間が当初の平成 30 年度から 31 年度へと年度を超えることから、追加費用の 4,036 万円を、加えて調整した後の平成 31 年度の出来高として、1 億 3,314 万 7,000 円を上限といたします債務負担行為を追加するものです。説明は以上です。

◎弘田委員長 質疑を行います。

◎黒岩委員 健康パスポートの件ですが、ランクアップを図っていくことで非常にやりがいのある取り組みになっていくと思います。健康を考えて、とにかく目標を持って取り組んでいく、県民の皆さん方の意識を高めることは非常にいいと思います。その意味で、この取得者数、2 万人ということですがけれども、どの程度まで目標にしていますか。

◎中嶋健康長寿政策課長 パスポート I の目標につきましては、長寿県構想でも位置づけているんですけど、来年度末で 3 万 2,000 人を目標設定としております。今回、それから 3 年間事業期間を延長するので、今のところ、3 万 2,000 人から 5 万人と上方修正したところを目標として位置づけております。

◎黒岩委員 各市町村によって違いもあろうかと思いますが、そのあたりいかに平均化していくか、取り組みについては各市町村どんな感じですか。

◎中嶋健康長寿政策課長 市町村との連携につきましては、初年度は、市町村のプラットフォームとして位置づけていることもございまして、6 市町村が活用いただきました。今年度、かなり浸透してきて、今現在 27 市町村がプラットフォームとして活用いただいております。さらに来年度につきましても、全市町村でやっていただくべく、今現在、調整しております。

◎黒岩委員 先日、高知市から私個人宛てで、特定健診の受診勧奨の通知がきたんです。その中にある医療機関で特定健診を受けました。それで、シールをもらえるかと思って楽しみに窓口に行ったら、シールはありませんと言われたんですね。だから、指定をされた医療機関で特定健診を受けるに当たって、医療機関にあるところとないところとあってもいかなので、せっかく張れるかなと楽しみに思うちよったのがないんで、これは何とか、どの医療機関でも徹底していただきたいなど。どうしてそんなになっているんですかね。

◎中嶋健康長寿政策課長 基本的に、医療機関のオペレーションの問題等もありますけれども、多くの医療機関で御協力いただいております。今回委員に行き当たらなかったのは、その辺、改めて徹底するとともに、より多くの医療機関に御協力いただけるよう、今回、今後も働きかけをしていきたいと考えております。

◎黒岩委員 封書の中に、受診をしてくださいと医療機関の名前が全部入っているわけですから、せめてそこと高知市との連携はきちっとしていただいて、そういうところに関してはちゃんと対応する形にしていかなかったら、せっかく意欲を持ってやろうとして楽しみにしている人が残念がってもいけませんので、そのあたり、今後の課題として。

◎中嶋健康長寿政策課長 補足させていただきますと、受診した時点で窓口でシールをいただく医療機関と、健診結果にシールを同封される医療機関と 2 パターンに分かれているみたいでして、ひょっとしたら今回の病院については、結果に同封されるパターンかもしれません。

◎黒岩委員 結果がきたんですけど、ないです。

◎中嶋健康長寿政策課長 失礼しました。そこは改めて徹底させていただきます。

◎中根委員 私も関連で。ピンクシールはまだわかるんですけど、グリーンシールとかブルーシールとか、その獲得の仕方は一体どんなになっているのか。大変難しいんじゃない

かと思うのと、もう一つは、市町村によって村民、町民、市民の皆さんの理解度を高めるのは、どんなにやっているのかをちょっと教えてください。

◎中嶋健康長寿政策課長　ピンクシールは健診等で、自動的に入ってくるんですけど、ブルーとかグリーンにつきましましては、それぞれの協力していただいている運動施設とか、あとは市町村の自主事業、そちらに参加してとっていただくのが主なパターンと思います。例えば高知市なんかは、かなりこの秋から大規模なイベントを始めまして、それによってグリーンシールをお配りするとか、やっていただいています。確かに広報につきましましては、市町村によって濃淡があって、まだできていない市町村もあるんですけど、そこは来年度から全市町村でできるように、今後調整していきたいと考えています。

◎中根委員　女性のための運動施設に、私の友人も行っている方が多くて、よく誘われるんですけど、なかなかその時間を獲得するのが難しいなと思ったり、よく御自身で朝夕に歩いている方もいらっしゃいますよね。そういう方たちの努力が、どこかではかられるようなことがないのかななんて、難しいですけど、そんなこともちょっと思っていますが、何か策がありますか。

◎中嶋健康長寿政策課長　議案参考資料の1ページをごらんいただきますと、健康パスポートのポンチ絵ですが、右側のランクアップの動機づけの充実感のところにアプリを導入予定と記載しております。今回の補正予算には関係ないんですけど、来年度、当初予算で、そういった日々の歩くであるとか、血圧の管理をやっていただいた方には、アプリを活用してポイントが付与されるようにできないかと今考えておまして、詳細につきましましては、今後、予算編成の過程の中で詰めていきますけれど、そういった形で日々の努力をポイント化することを今考えております。

◎上田（周）委員　それこそ朝のウォーキングを30年近くやっていますが、そんな中で高知家のパスポート事業とか、いろんな意味で県民の健康志向が随分高まってきていると思います。実際、比較的若い世代で結構ウォーキングしている方が随分ふえてきたと。そういう中で、いわゆる壮年期、30代中期から40代後半と思いますけど、そういった死亡率の改善が最終の目的ですが、近年の動向とあわせて、全国的に、どれぐらいの位置になっているとか、そのあたりわかっていますか。

◎中嶋健康長寿政策課長　先般も国から、各都道府県ごとの平均寿命のデータが公表されたところなんです。今回は平成27年度を直近としますデータの公表だったんですけど、これまで、男性につきましましては40位を中心に推移していたんですけど、今回は37位まで伸びてきてまして、男性の平均寿命の伸びで言いますと、全国7位と、かなり上位で動いてきております。なかなか平均寿命の伸びっていうのは、すぐに結果が出るというものじゃないんですけど、これを続けることによりまして、全国平均との差もだんだん詰んでいくと考えています。

◎上田（周）委員 そんな中で、中山間地域にお住まいの方の受診率が比較的低くて、死亡率が高いお話なんか聞きます。そのあたり、これからどういう事業と絡めてやっていくのか。

◎谷健康長寿政策課企画監 受診率につきましては、中山間地域は、都市部よりむしろ高い傾向があり、1番高いのが梶原町で約80%あります。全国平均を下回っているのが7市町あり、高知市が1番低い状況ですので、個別にそういったところにつきましては、どういふことで受診率が改善していくとか、また健康指標などにつきましてもデータヘルス計画などとあわせて、個別に検討してまいりたいと思います。

◎久保委員 私は、今ランク1で、ブルーシールが三十数ポイントまで来て、もうちょっとでランク2になるので、頑張っていきたいと思っているんですけども。それで、まだ始まったばかりなんでしようが、健康パスポートを県として、市町村、スポーツ施設なんかと一緒にやっていくことによって、その健康の面で改善されたっていう、実績というか効果というか、なかなかすぐには出ないとは思いますが、この健康パスポートをやったからこそ出たというところもなかなか難しいとは思いますが、そういうのを今後、ただ、単にスポーツ施設の利用者が多くなったとかだけではなくて、何か成果を一定の後にはお示しをすることが、それがまた実際に健康志向につながっていくと思いが、そこはどうお考えでしょうか。

◎中嶋健康長寿政策課長 今回、最上位のステージとしましてマイスター制度を検討しております。マイスターを取得いただいた方は、相当努力されている方と考えておまして、それなりの成果が恐らく出ていると考えています。マイスターをとった方には、インタビューをさせていただいて、健康状態がどう変わったとか生活習慣がどう変わったというところをちょっと教えていただいて、ぜひとも、その成果をアピールする広告塔になっていただきたいと考えています。御本人の同意があつてのことにはなりますけれど。

◎久保委員 ぜひ、そういう効果があつた、こういうことやってよかったというのを、まさにおっしゃつたとおりで、龍馬パスポートも一緒なんですけれども、やっぱし知らせることによって、それがまた相乗的に効果が出てまいりますんで、そここのところ本当に力を入れることが大事だと思いますんで、よろしくお願いします。

◎桑名委員 ちょっと教えていただきたいんですが、今2万人を超えたということですけど、地域別の傾向ですよね。例えば健診率の高いところは結構多くなつていふとか、そういった傾向はまだ見られていないですか、もしあればですけど。

◎中嶋健康長寿政策課長 2万人の方のうち、健診の受診であるとか人間ドックをきっかけにとつていただいた方がおよそ半数いらつしゃいます。ただ地域別でみると、やはり高知市の方がおよそ半数です。

◎弘田委員長 質疑を終わります。

〈国保指導課〉

◎弘田委員長 次に、国保指導課の説明を求めます。

◎伊藤参事兼国保指導課長 当課からは、条例議案についての審議をお願いしております。

③平成 29 年 12 月高知県議会定例会議案、条例その他の 1 ページをお願いいたします。

第 7 号議案、高知県国民健康保険法施行条例を新たに定める議案について説明をさせていただきます。

この条例は、来年度以降、県が市町村ともども国保の保険者となることに伴い、県に設置します国保の重要事項を審議するための国保運営協議会や、市町村の保険給付費等を賄うために市町村に負担していただきます事業費納付金などに関する条例です。

次に、平成 29 年 12 月定例会の委員会資料の議案参考資料の国保指導課のインデックスがついたページをお願いいたします。来年度からの国保制度改革に伴い、県が国保の財政運営の責任主体となり、市町村ともども国保運営を担っていくこととなりますが、条例の内容の説明の前に、まず来年度以降の国保の仕組みの概要について説明をさせていただきます。

(1)の県と市町村の今後の役割ですが、県は県全体の国保財政の運営責任主体となり、市町村がそれぞれの被保険者の医療に要する費用を賄うための財源として、各市町村に保険給付費等交付金の交付などを行います。また県は、この保険給付費等交付金を賄うために、県全体の医療給付費や、後期高齢者支援金などの見込みをもとに、各市町村の医療費水準や所得水準に応じ、各市町村に国保事業費納付金を負担していただきます。

一方、右側の市町村は、県から割り当てられました事業費納付金や、各市町村で実施しています保健事業に要する経費などを賄うために、保険料、税を賦課するとともに、被保険者の資格管理や医療に要する費用の支払いや保健事業を実施いたします。

下の図は、この条例とも関係のある来年度以降の財政運営の概要です。なお、この図の金額につきましては、国の来年度予算編成などにより変更となります。

まず県は、国保特別会計を設置し、県全体の国保財政を管理することとなりますが、約 800 億円になると見込んでおります市町村の保険給付費や後期高齢者支援金等の総額から、左の収入にあります国・県等の公費を控除し、残る約 230 億円を各市町村に国保事業費納付金として負担を求めます。下の市町村は、この事業費納付金を賄うために保険料・税を賦課徴収し、個別に交付される公費等を加え、県に納付をいたします。

県は、この納付されました事業費納付金と公費を財源といたしまして、各市町村の保険給付費を賄うための保険給付費等交付金や、社会保険診療報酬支払い基金に後期高齢者支援金等を支払うこととなります。また市町村に交付します保険給付費等交付金は、市町村の保険給付費に充てる普通交付金と、市町村ごとの保健事業など特別な事情に対して交付する特別交付金の二つに区分されております。

次に右側、この条例に規定します事項ですが、大きく分けて三つあります。まず一つ目が、県の国保の運営に関し、審議を行う国保運営協議会に関する事。二つ目が、県が市町村の保険給付費等を賄うために交付します国保保険給付費等交付金に関する事。三つ目が、各市町村に負担を求めます国保事業費納付金に関する事です。また、今回の制度改革に関連しまして来年2月議会に、ここに書いてあります財政安定化基金条例らの改正や廃止などを提案させていただくこととしております。

次のページをお願いいたします。条例内容について項目ごとに説明をいたします。

まず、(1)の条例第2章の国保運営協議会です。国保運営協議会につきましては、国保事業費納付金の徴収や国保運営方針について審議を行うために、県に設置するものですが、準備のために、平成30年度より前に設置することができることから、昨年度の2月議会で国民健康保険運営協議会条例の審議を行っていただき、ことし4月1日に設置をしております。しかしこの条例は、制度施行前の準備行為として制定したものであり、今年度末で失効することから、改めて今回の条例の中に規定を置くものです。条例の規定内容といたしましては、右に記載しております現在の条例と同じ人数ですが、委員構成ごとの定数や、会議の運営方法について規定をいたしております。

次に(2)の、条例第3章の国民健康保険保険給付費等交付金です。この交付金は前のページの国保の財政運営のイメージで説明しましたように、各市町村の保険給付費等を賄うために交付するもので、対象経費や財源により普通交付金と特別交付金にわかれており、条例では交付金の区分とその内容について定めるものです。

まず普通交付金は、各市町村から納付していただきます事業費納付金や、国庫負担金等を財源といたしまして、市町村の療養の給付費等の医療に要する保険給付費に充てるために交付するものです。また特別交付金は、その財源などにより四つに区分をいたします。まず、国が市町村ごとに精神、結核などの特定の病気が多いことや、災害等により保険料などを減免しているもの。また国保直営診療所の整備などに要する費用がある場合など、個別事情に応じて交付しているもの。次に、国が各市町村の特定健診の受診率や被保険者の健康づくりなどの努力の支援のために交付するもの。その次に、現在県が各市町村に交付しております県調整交付金のうち、各市町村の収納率の向上などの取り組みや特定健診の受診者数に応じ、交付しております2号調整交付金にあたるもの。四つ目は、市町村が行います特定健康診査等に要する経費のうち、国と県それぞれ3分の1を負担することとされている負担金です。なお条例には、このような区分を規定しまして、交付手続などの詳細については要綱で定めることとしております。

次のページをお願いいたします。次に(3)の条例第4章の国民健康保険事業費納付金です。この事業費納付金は、県が市町村の保険給付費等を賄うために交付します普通交付金や、社会保険診療報酬支払い基金へ支払います県全体の後期高齢者支援金、介護納付金

等の財源とするために、各市町村に市町村ごとの医療費水準や所得水準、被保険者数等に
応じ負担を求めるものです。

簡単にその仕組みを説明いたしますと、①ですが、事業費納付金は、条例上は一般納付
金という名称になる医療費に要する費用と、75歳以上の高齢者を対象としている医療制度
の支援金であります後期高齢者支援金。40歳から65歳未満の介護保険第2号被保険者に
係る介護納付金に分けて算定を行います。まず、県全体で賄う医療に要する保険給付費や
後期高齢者支援金、介護納付金の総額を見込みます。そこから県全体に対して交付される
国の定率負担金や普通調整交付金、また県の繰入金などを控除し、各市町村に負担してい
ただきます事業費納付金の総額を医療費等に分けて算出をいたします。

この納付金総額②ですが、その横の③の部分。各市町村の医療費水準や所得水準、被保
険者数などに応じて案分して、市町村ごとの事業費納付金を算出いたします。またこの際、
県では、制度改革前と比べ納付金の額が急激に増加しないよう、激変緩和措置を講ずるこ
ととしております。市町村では、この事業費納付金に市町村ごとに賄うこととした保
険事業費や出産育児一時金、葬祭費等の費用を加算し、また先ほどの県からの交付金のう
ち、市町村ごとの特別な事情等により交付される特別交付金の控除などを行った上で、前
年度からの繰越金や基金により調整を行い、それぞれの市町村の国保料税率を定めること
となります。このため、県が各市町村に負担をお願いいたします事業費納付金は各市町村
の保険料額とは相違することとなります。

次にこの条例で定めます事項ですが、先に項目を簡単に説明させていただいた上で、後
で詳しく説明をさせていただきます。また、条例や告示で定める事項につきましては、各
都道府県において、市町村との協議により決定することとされていることから、これまで
市町村と協議を重ね、全市町村から同意を得たもので、さらに先月10日に国保運営協議会
で適当であるとの答申をいただいた内容となっております。

まず医療分である一般納付金だけの規定になりますが、納付金の配分に当たっての医療
費水準の反映の制度などについての規定です。医療費指数反映係数、アルファという言い
方をしますが、県内各市町村では医療費の水準が違い、1番高い大豊町と1番低い四万十
市では1.46倍の差がありますが、この差をどの程度まで納付金に反映させるかどうかの規
定となります。

次の年齢調整後の医療費指数の算定方法ですが、医療費水準の反映に使う各市町村の医
療費水準を示す指数の算定方法について定めることとなります。次の所得水準の反映方法
と算定方式は、医療費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分ごとに条例で規定すること
となります。

所得係数、ベータという言い方をしていますが、事業費納付金の配分に当たりましては、
所得などの負担能力により配分をする応能部分と、医療等を受ける受益部分である応益割

とに分けて算出することとなっておりますが、この応能割と応益割の割合の決め方のことです。次に納付金を応能・応益部分に分けた後、それぞれまた再分割することになりますが、応能であれば所得部分と固定資産税部分。応益であれば被保険者数と世帯数部分との分け方についての規定です。

4 ページをお願いいたします。まず、①医療費水準の反映の程度ですが、事業費納付金の各市町村への配分において、医療費水準をどの程度反映させるかは、医療費指数反映係数、アルファを用いてあらわすこととされております。このアルファは、県内の保険料水準を統一するために、医療費水準を全く反映させない、つまり医療費が高いところも安いところも同じくする場合は0、医療費水準の格差を全て反映させる場合は1となります。この医療費水準の反映の国の原則は全て反映させる、すなわちアルファ1とされております。下の左の図を見てください。県に納めていただきます事業費納付金の総額はアルファがどのような値であっても同じですので、アルファを変化させることによって、納付金が増加したり減少したりする市町村が出てきます。このため、このアルファの値をどうするか、市町村と協議をしてきましたが、医療費水準の低い市町村からは、国の原則どおり、医療費水準全て反映することが被保険者の理解を得られやすいと。一方、医療費水準が高い市町村からは、医療費水準を全て反映することはやむを得ないが保険料負担が急激に変わらないようにしていただきたいという意見でございました。

このため、市町村との協議の結果、事業費納付金は保険料税の影響が大きいことから、医療費水準を全て反映させることが被保険者の理解は得られやすいことから、医療費水準全て反映し、アルファは1としました。また右の中ほどに書いておりますけれど、全国でも大部分の県がアルファ1としております。なお、このアルファ1は普遍でなく、これから先、保険料水準の平準化も課題であるため、当面、少なくとも国保運営方針の期間である3年間はアルファ1とし、今後につきましては、市町村と継続して協議することとしていることもあり、条例ではアルファは医療費の多寡が反映させるよう知事が定めることとし、具体的な数字、今回は1ですが、この値は告示で定めることとしております。

次に、②医療費の調整方法と特別高額医療費の共同負担です。今説明いたしました医療費水準調整ですが、各市町村では、被保険者の年齢構成が違っており、高年齢の方が多い市町村は医療費が高くなることから、用いる医療費は各市町村の年齢構成の差異を調整した後の医療費指数を使用することとなります。また単年度では、小規模な市町村は大きく医療費が変動することがあるため、この指数は3年間平均を用います。またこの際、下の米印のところですが、県内の二次医療圏で保険料水準を統一する場合には、二次医療圏ごとで、同じ医療費指数を用いることも可能となっておりますが、本県では保険料水準の統一を行わないことからこの方法は実施をいたしません。

また市町村ごとの医療費指数を用いるとした場合でも、高額な医療費の発生による各市町村の保険財政の悪化を防ぐために、一定の金額以上の医療費を全市町村で共同負担する仕組みも可能とされております。

中ごろの括弧の中に書いてありますが、市町村との協議の結果、本県は小規模な保険者が多いことから、保険財政の急激な悪化や保険料の上昇を防ぐために、現在、全国の各国保連合会が共同で行っております超高額の事業の額を参考に420万円を超える医療費のうち、200万円を超える部分を全市町村で共同で負担することといたしました。このため、右下にあるように、医療費指数を算出する場合には、各市町村の医療費からこの額を控除し、残った医療費で各市町村の医療費指数を算出し、納付金に反映することを条例に規定をいたします。

次のページをお願いいたします。③事業費納付金の配分における所得水準の反映方法です。上段右の図、右の端に書いてありますが、各市町村の事業費納付金は、総額を負担能力による応能と、医療を受けられる受益による応益部分に分けて算出しますが、この応能と応益部分の比率をかえることにより、納付金への所得水準の反映の程度が違ってまいります。応能部分を増加させますと所得が高い市町村の納付金が増加しますし、応益部分をふやすと所得の低い市町村の納付金が増加することとなります。この応能・応益割合を決める役割を担うのが、所得係数となります。

この所得係数の国の原則は、各都道府県の1人当たりの平均所得を全国の1人当たり平均所得で割った値であるベータを使用することとされております。本県の医療分の平成27年度は0.75、平成28年度は0.73となっておりまして、0.75の場合の応能・応益割合は43対57となりますが各都道府県では、市町村との協議の上、このベータを使わず、例えば応能・応益割合は50対50とすることも可能とされております。

しかし、中段の右に書いてありますが、各都道府県の間所得水準の違いによる保険料負担の違いを調整するため、所得の少ない都道府県には多く交付される仕組みとなっております国の調整交付金を算定する際に、このベータにより応能・応益割合を算出することとなっていることから、県内市町村への納付金の配分においても、この割合を用いることが、県内市町村間の所得水準の格差調整が可能となるため、国の原則どおり、県と国の1人当たり平均所得の比率を用いることといたしました。条例には、この1人当たり所得の県平均を全国平均で除して求めることを規定し、具体的なベータの値、これは毎年度変わりますから、告示で定めることとなります。

④の納付金の配分における算定方式及び賦課割合等ですが、応能部分の配分には各市町村の所得額に加えて、固定資産税額を。また、応益割りの配分には被保険者数に加えて、世帯数を用いて、県の所得総額や被保険者数等に占める各市町村の所得等の割合で案分することができるため、どのような組み合わせにするかを定める必要があります。市町村と

の協議の結果、応能部分におきましては、固定資産税額が被保険者の負担能力を正しく反映していないことなどから、保険料税の賦課で採用していない市町村が全国的には増加していることもありまして、固定資産税額を加えず所得額のみで割合で案分することとし、また、応益部分は被保険者数と世帯数の二つの割合で案分することとしておりまして、条例にはこのことを規定いたします。また応益部分の被保険者数と世帯数の割合は、現行の国保施行令で、標準割合で定めるとして定められております 70 対 30 とすることとしておりますが、条例では被保険者均等割の割合を、知事が定めることと規定し、具体的な割合である 0.7 につきましては、これも告示で定めることとしております。

次のページをお願いいたします。国保事業費納付金の激変緩和措置についてです。条例では医療費指数反映係数を定める際は、保険料税が激変とにならないよう配慮すると規定をしております。具体的な激変緩和の措置の内容については、国保運営方針で定めております。また、激変緩和の必要性ですが、現在は各市町村がそれぞれ保険給付費等の見込みから国庫負担金等の公費を控除して保険料総額を算出していますが、来年度以降、県が県全体の費用額から国庫負担金等を控除して納付金総額を算出し、各市町村の医療費水準等により配分する方法が変わるため、被保険者の保険料負担額の総額は、医療費等の自然増を除けば同じですが、減少する市町村がある一方で、増加する市町村が出てきます。

このため制度が変わることを理由として、保険料負担が大きく変わることは被保険者の理解が得られにくいことから、新たな制度を円滑にさせるためにも、今回の制度改革に伴い、急激に大きく保険料負担が増加しないよう、保険料税の算定に影響する、事業費納付金の増加割合の上限を定める激変緩和措置を適切に講じることといたしております。

その下の激変緩和のイメージの図を見てください。医療費等の増減がなければ、県に納めていただく納付金総額は、制度改革前の納付金総額と変わりませんが、制度改革により増加するところと減少するところが出てきます。この図の①の横線は、制度改革前の納付金総額のレベルを示しております。また②の市町村ごとの平成 30 年度納付金の水準の斜め線は、制度改革後の市町村ごとの納付金額のレベルを示しております。このように制度改革により、市町村の負担が制度改革前と比べ増減することとなるため、図の右側の増加する市町村の増加を抑制をすることとなります。

その右の図を見てください。個別の市町村で考えた場合、左の端に平成 28 年度という縦棒。真ん中に平成 30 年度激変緩和しないとした縦棒。右に平成 30 年度激変緩和ありという縦棒がございます。激変緩和は平成 28 年度の制度改革前の被保険者 1 人当たりの納付金相当額、平成 28 年度は納付金はありませぬので、その相当額と制度改革後の納付金を比較し、医療費などの自然増等分を除いて、制度改革により一定割合以上増加した場合に行うこととなります。この一定割合をどのように設定するかを決める必要があり、国はガイドラインで目安として 0.5% から 2% 程度を例示してございました。

次に左下の許容範囲の論点のところですが、国は0.5%から2%で例示していますので、この割合や、あと市町村の理解を得やすい割合としまして、現在国保連合会が行っております保険財政共同安定化事業において、拠出が交付を上回る拠出超過市町村に対しまして、負担が急激に増加しないよう、拠出が交付額の101%を超えた場合に、県の2号調整交付金で激変緩和対策として超える部分を措置しておりますが、この1%も参考としながら協議を市町村と行ってまいりました。

また激変緩和を行うためには、財源が必要となります。この財源は、激変緩和の対象とならない市町村に余り影響が出ない財源を構える必要がございます。このため、財源としましては来年度からの国費の拡充の1,700億円の中で、激変緩和用として交付されることとなりました300億円のうち、今現在高知県分として1.5億円。あとプラスアルファがありますが、あと現在の県の2号調整交付金で激変緩和用として使用可能な額がここに書いてます二つで4.5億円。合わせまして6億円とプラスアルファを見込んでおります。

右の高知県における検討結果ですが、激変緩和の許容範囲は、自然増等分を除き1%とすることといたしました。1%は先ほど言いましたように、現在の保険財政共同安定化事業で使用されている割合であり、市町村の理解が得られること。また激変緩和に必要な財源が現在のところ4.4億円と見込まれておりまして、先ほど言いました6億円で賄えること。ただ、財源にはまだ余裕があるんですが、今回は、仮算定の結果で行っておりまして、平成30年度の納付金を算定する際、使用する数値が変わることからどのような結果になるか、まだ現在わからないこともありまして、激変緩和への財源にはある程度の余裕を持つておきたいことが理由となっております。

次のページをお願いいたします。このページは、来年度納付金の算定に使用する予定の、各市町村の医療費水準と所得水準の状況をあらわした図です。横が医療費で右に行くほど医療費が高くなります。また縦が所得水準で、上に行くほど所得が多くなります。医療費水準では市町村格差が1.46倍ありますし、所得では約2倍の格差がございます。このような各市町村の状況に基づきまして、先ほどの医療費水準や所得水準の反映方法を用い納付金の算定をした上で、激変緩和措置を講ずることとなります。

次のページをお願いいたします。事業費納付金の試算結果で、9月議会で1回報告させていただきましたが、その額からは変わっています。仮算定の結果です。また制度改革前と比較しやすいために、被保険者1人当たりの額としております。なおこの額は県が市町村にお願いします納付金の仮算定の額でして、各市町村が被保険者に賦課をする保険料額とは違いますし、また年末の国の平成30年度予算編成を踏まえ、改めて計算をし直しますので額も変わっていくこととなります。

左側が、激変緩和となったかどうかを比べる制度改革前の医療分、後期分、介護分三つの合計、それぞれ納付金相当額です。国のガイドラインでは単年度が基本とされておしま

すが、本県の場合、小規模な市町村が多いこともありまして、医療分が年度ごとのぶれが大きいので、その年度がたまたま高かったとか低かったことによる激変緩和への影響を少なくするため、医療分につきましては2年間平均を用いることといたしました。

その次の激変緩和前②が、平成30年度の国の予算等で推計いたしました激変緩和前のそれぞれの納付金額。その次の激変緩和措置後③が、先ほどの許容範囲、自然増等分プラス1%を超える額を調整した激変緩和後の額です。なお、この試算での自然増等分の割合は、平成28年からの2年間分で1.78%となっております。この納付金額ですが、例えば、一番上の高知市は、①の制度改革前の合計額13万3,319円が、制度改革後の激変前の②の合計額は13万2,766円で、制度改革前と比べまして99.6%と下回っているため、激変緩和措置は講じません。その下の室戸市は①が14万4,967円で、②が15万5,399円となりまして、①と比べまして107.2%となっており、自然増分とあわせて2.78%を超えて増加しているため、激変緩和措置を行い、③の合計額が14万8,988円とし、①と比べまして右の端にありますように、2.78%の増加に抑制するとしております。この右の端を見ていただければ全てわかりますように、一番上昇幅が大きいところでもプラス2.78%となっております。

2ページ戻っていただきまして、6ページをお願いします。

右の下側の②許容範囲の見直しの時期ですが、先ほど説明しました許容範囲の1%につきましては、国保運営方針の期間であります平成30年度から3年間に変えないこととしておりますが、激変緩和用の国費が変わったことなどで見直す必要が出てきた場合は、その都度市町村と協議を行うこととしております。また激変緩和を行う期間ですが、当面は期間を設けず被保険者の制度改革の周知状況を見ながら、今後市町村と協議をしていくこととしております。私からの説明は以上です。

◎弘田委員長 質疑を行います。

◎黒岩委員 新年度から新しい保険法の施行が始まるわけですが、高額な医療費の共同負担、これ現状どういう実態があるのか。制度改革によって、今後の人口動態とかを踏まえてどういう将来予測をしているのか。

◎伊藤参事兼国保指導課長 ちょっと具体的な数字については持っていませんけれど、高額な医療費につきましては、医療の高度化なんかもありまして増加してきております。昨年度、市町村のレセプトで最高額は1億円を超えていたものも1件あります。こういった医療が特定の市町村、小規模のところで出てきた場合に、今度その納付金を、総医療費水準によって反映させますので、納付金額がかなり上がる可能性がございます。小規模の市町村ではとてもじゃないけれど絶えられない状況にあることから、そういったことを防ぐために、今度の制度においては、上方が420万円を超えるレセプトについて、200万円以

上の部分になりますけれど、全市町村で負担をしようとしたところでは、今後も多分、医療費については、そういったレセプトについてはふえるんじゃないかと考えています。

◎黒岩委員 共同負担になってくると、要するに各市町村の国保を納めている方々に負担がふえてくるわけですね。その割合は現状と比べて将来的にどんな感じになってくるわけですか。

◎伊藤参事兼国保指導課長 先ほども言いましたように、超高額というか高額なレセプトは増加をしてきております。医療費自体がふえている中でそういったものもふえてきますので、これから先もふえることを考えた上で、市町村の医療保険が持続可能になるように、みんなで共同負担をしようと考えております。

◎黒岩委員 先ほど事例にもありますけれども、一番高い大豊町と低い四万十市、この差は1.46倍になると。それぞれ市町村ごとに努力されていると思うんですけど、そういう高いところについては、例えば大豊町でどういう取り組みをして、極力医療費の削減をされているんですかね。

◎伊藤参事兼国保指導課長 高い安いいろいろあり市町村によって違いますけれど、先ほども健康づくりの話が出ていましたように、まずは被保険者の方に健康づくりをしていただくことが大事じゃないかなと思っています。

国保運営方針にも、そういった取り組みについて記載をさせていただきました。その上で、一たん医療が要する状態になった場合は、最初は病院、医療から、その次は介護へ。施設から在宅へといった流れをつくっていきたくて。そういった取り組みも市町村にはお願いをしているところです。そういったことを今後行って結果的に医療費の増加を抑制していくことを考えております。

◎久保委員 国保の運営、大変厳しいということで、4月から市町村から県に変わる中において、市町村からの納付金、アルファを1にして医療水準をそのまま採用する。そこところは私も理屈が通ると思います。そして激変緩和のところもいろんなテクニカルなことをされて、理屈が通るようにはなっていると思います。私も、黒岩委員も言われたことと同じことを思うんですけども、医療水準をそのまま全て生かすときに、先ほど来お話がありますように大豊町と四万十市で1.46倍差がある、そこにおいて、当然、例えば大豊町は高齢者の方も多いいことで、医療水準は高いことはわかるんですけども、各市町村ごとにおいて、どの程度が医療水準として適切なのか、これは、担当は国保指導課じゃないとは思いますが。健康長寿政策課かもわかりませんが、そういうところも一歩踏み込むところが、私は今回の国民健康保険のことと、少しその前段で本元のところで必要じゃないかなと思いますけれども、これは、部長に答弁を。

◎山本健康政策部長 今お話をされた部分が、医療費の適正化をどう図っていくかっていう視点での御質問かと思えます。個々の都道府県自体は、一つの国保の安定化を図って、

永続性をということですが、当然医療費がふえていくと、負担もふえてきますので、そこをいかに抑えていくかが大事だと思います。

ただ、県の基本的な姿勢は、医療費の適正化は当然図らなければいけませんけれど、その手法としては、健康づくりもそうですし、それから当然病気になる、先ほど言いましたように、入院から行くわけですね。そのときに、やはり御本人の状態、希望に応じて、生活の質を上げていく取り組みをしていく、それが結果として医療費の削減にもつながっていくという考え方で、県の各種の施策をやっていますので、その一つが先ほどの健康づくりでもありますし、それから、地域医療構想の中でも、要は医療の機能をいかに効率よくやっていくのか。

ですから、療養病床でなくても介護の方がいい方は、当然病院よりも介護施設の方が生活の質も上がるわけですし、いろんな各種サービスをつけて、在宅で生活していただく方が、訪問看護であったり介護であったり、それができれば、自宅により近い方が生活の質が上がるわけで、そういう取り組みをしっかりとやっていくことによって、結果として医療費も下がっていく形で、しっかり取り組んでいきたいと思っています。

◎久保委員 まさにおっしゃる通りだと思います。アルファが1、これはもちろん国民健康保険の動きもそのとおりだと思いますし、その根本にある、今部長がおっしゃったようなところ、数値的に言えば確かに医療費の適切な費用と言いますか、そういうのを削減していくところに、最終的には、数字的に尽きるとは思いますけれども、そここのところを踏まえた上で、このアルファが1というところも考えていくことが大事じゃないかなと。今部長がおっしゃったように、健康政策部の関係各課はそれに向かって、そして地域福祉部もそれに向かってやっていると思いますので、ぜひそここのところにうんと力を入れていただくことをお願いをいたします。

◎中根委員 高知県の中で、それぞれの所得水準とかある中をこういう算定をするのは大変なことだと思います。先ほど来、医療の水準は上がるけれども医療費をいかに削減するかとお話がありますが、やっぱり、高齢化が進むほど、国保の割合は所得の低い方たちが多く現実がありますから、使えない中身にしないための、激変緩和措置も含めて、今後についても相当な努力が必要だろうなど。そういう点では、国が3,400億円出しましたけれども、知事会なんか1兆円は必要だという要望をずっと出していますよね。ですからこういう算定はしたけれども、使える国保にしていくためのさらなる努力は、県が責任を持つことになれば、ますます国に向かって働きかけていかない限り、国保証を持っていても使いづらい、使えない。そういった現実が出てくるんじゃないかなと。

今現在も入院をしていても1日も早く帰らなければ、医療費が払えない国保世帯もたくさんいらして、何でそんなに急ぎますかって言ったら、とにかく払えないから、とにかく困るからっていう人たちはたくさんいるわけですね。そここのところを、この制度として

は御努力されているけれども、国に向かってますます声を上げていってもらわない限り、この制度そのものが生かされることがないだろうなと思います。そういう努力の点ではつくってみていかがですか。

◎伊藤参事兼国保指導課長 公費については、先日も米田議員の質問の中で、知事から答弁がありましたけれど、協議の中においては知事会として協会健保との比較で、所得に対する保険料の負担を協会健保並にするためには1兆円ぐらい要るんだろうと議論をした上で、最終的に3,400億円。その当時の全国の市町村国保の赤字補てんが、それぐらいあるからそれを入れましょと、それを入れたら一定安定化するというので、3,400億円という数字が決まったわけです。

3,400億円については、これも不変ではなくって、今度平成30年度以降の県が財政運営主体になる改革をある程度やった上で、本当にそれがまた3,400億円でいいんですか。当然その医療費も増加しますので、増加する中で3,400億円が本当にいいかどうかを検証したいことと、その当時もさまざまなかのことも知事会とか地方は提案をさせていただいています。例えば、国庫負担、市町村が行っています一部負担金に対する地方単独の減額の話とか、あれを全部廃止していただきたいと。それとか子供の軽減、被保険者均等割の軽減についても、知事会としても話をさせていただいています。

そういった話をした上で、国としては今、今回についてはここまでしかできませんと、ただこれから先いろいろやっていく中で、また議論をさせていただきたいと、その場合は真摯に対応していきますよと、今度の改革の協議の取りまとめが行われたところです。県としましてもそう国に約束していただいていますから、これから先、1回やってみた上で、いろいろな問題があるのであれば、やはりそれは全国知事会と一緒に国に対して、こういった問題があるんじゃないか、課題があるんじゃないかと、国保は最後のとりでであると。大事な国保が揺らいだら、大変なことになりますよと、これからも話をしていきたいと考えています。

◎中根委員 その点が1番肝だと思いますので、ぜひよろしくお願いします。また、各市町村でこういう算定をして、一応その協議の中で出てきた数字ですけれども、それでもこれは大変だという市町村によっては、一般財源の繰り入れをする市町村もありますよね。こういうところについては、県としてはどういう見守り、対応をされるのかちょっと教えてください。

◎伊藤参事兼国保指導課長 以前から話しさせていただいてますけれど、基本は国保は保険料と法定の公費で賄うのが基本だと考えています。法定外の一般会計繰入金については政策的意味合い、保健事業なんかでやる分についてはこれはいいだろうと考えています。それ以外で、赤字になるから入れる部分、保険料をなかなか引き上げられないから入れる部分がございます。これについては、やっぱり一般会計の財源は、基本的には国保の被保

険者だけのものではないと。その市町村の全員の受益に係る分であることで、その国保へ入れることについてはまずは好ましくありませんし、市町村の財政状況によっては、今まで入れたものが入れなくなることもあります。その際に、急激に国保料が上がることも想定されますので、できるだけ計画的に解消を図っていただきたいと考えています。

今度市町村との3カ年の国保運営方針をつくりましたけれど、その中でもそういったことについては触れていまして、市町村との協議でも、法定外の一般会計繰入金での赤字補てん的意味合いについては、計画的・段階的に解消を図っていくと市町村と話しております。ただし、期間につきましては、原則5年間にしておりますけれど、それは市町村の実情に応じて無理がない、保険料の方への無理がない形で赤字解消を、先ほど言いました一般会計の繰り入れの赤字補てん的意味合い分の解消を図っていただきたいと。

市町村で計画をつくっていただいた上で、県も一緒に考えて、どうやってやれば余り無理がないようにできるかを考えていきたいと思っています。

◎中根委員 ペナルティー的なやり方ではなくて、一緒に考えて県も責任を持つということですね。

◎伊藤参事兼国保指導課長 今回公費もふえますので、そういったふえる公費、保険者努力支援制度とか、そういったものをいかに確保してもらうかについても、一緒になって考えていきたいと。そういったことがふえれば、一般会計からの法定外の繰り入れも減ることになります。先ほどの健康パスポートなんかもそういった一環で行っていますので、県としてはそういったものを構えながら、市町村が公費が確保できるような手段を講じていきたいと考えています。

◎中根委員 いろんな形があるわけで、受診抑制みたいなことにならない国保のあり方を実行する中で検討しあって、高齢者は最後は自宅でみたいなことが共有というか、流れの中で、何か介護保険の最初のあり方とはまるで違った形にならないような、世論としてそうならないような、そんな意識をしっかりとってやっていただきたいと思います。

◎弘田委員長 質疑を終わります。

〈健康対策課〉

◎弘田委員長 次に、健康対策課の説明を求めます。

◎清水健康対策課長 当課から御審議をお願いしておりますのは、一般会計補正予算議案です。お手元の資料ナンバー2、議案説明書42ページをお願いいたします。

3段目の欄の8目健康対策費についてですが、1番右側にあります説明欄の1の人件費につきましては、健康政策部長からの総括説明で御説明したとおりでありますので、ここでは省略させていただきます。

次に、2の健康対策総務費の国庫支出金精算返納金ですが、平成28年度に受け入れを行いました国庫補助金について、その実績額が確定したことに伴い、増額補正をお願いするものです。

以上で健康対策課の議案説明を終わります。

◎弘田委員長 質疑を行います。

(なし)

◎弘田委員長 質疑を終わります。

〈食品・衛生課〉

◎弘田委員長 次に食品・衛生課の説明を求めます。

◎安藤食品・衛生課長 当課からは、平成29年度一般会計補正予算と債務負担行為を提出しています。まず一般会計補正予算につきまして説明させていただきます。お手元の資料ナンバー2の議案説明書の補正予算の43ページをお開きください。

9目の食品・衛生費です。人件費の補正と合わせた総額では1,500万8,000円のマイナスとなりますが、右側の説明欄にありますとおり、動物愛護推進事業費として75万8,000円の増額をお願いするものです。その内訳として、まず広告制作等委託料47万9,000円につきましては、1月から新聞や雑誌による広報を行うための経費です。県では、中央及び中村の小動物管理センターに收容されている犬や猫の情報を、センターのホームページでお知らせし、新たな飼い主となっただけの方を探しています。また、そうした情報をポスター化して県の出先機関や市町村、そして動物愛護推進員にも協力いただきまして、各地に掲示するようにしています。

その他、今年度は休日の譲渡見学会の回数をふやすなどして譲渡に努めているところですが、残念ながらセンターを訪れていただく方は多いとは言えず、譲渡をはるかに上回るペースで新たに動物が收容されているのが実態です。そこで、新聞や雑誌に譲渡犬や譲渡猫情報を掲載し、より多くの人にセンターや收容されている動物のことを知っていただくことで、一層の譲渡を図りたいと考えています。また、動物の適正飼養、終生飼養についても掲載する予定です。

次の事務費27万9,000円は、センターの管理運営業務を行う委託業者を選定するためのプロポーザル審査委員会に要する経費です。

次に、債務負担行為について御説明いたします。44ページをお開きください。現在、中央と中村のセンターにつきましては、両方合わせて、その管理運営業務を民間事業者に委託しておりますが、本年度末をもって現在の契約期間が満了することから、引き続き平成30年度から32年度までの3カ年を委託し、複数年契約をするため総額1億7,301万6,000円の債務負担行為をお願いするものです。

委託先の決定方法につきましては、小動物管理センターの主たる業務が犬や猫の引き取り、保護及び収集、飼養管理・譲渡並びに処分まで含み動物の命を扱うことから、動物の飼養に対する考え方やこうした業務の中において、民間の知恵や工夫を提案してもらうことで、より動物愛護の取り組みを推進できる業者を選定するため、今回も公募型プロポーザル方式を採用したいと考えています。

次に、健康政策部の議案参考資料の赤いインデックスで、食品・衛生課とついたページをお開きください。

小動物管理センターの管理運営における課題と今後の対応をまとめております。左の課題欄に記載してあるとおり、今のセンターは施設機能や動物福祉、また、管理運営面や動物愛護管理行政の推進の面において、課題を有しておりますが、これらの課題を抜本的に解決すべく、現在、仮称・動物愛護センターの設置に向けて、第三者による検討委員会で基本構想の議論をいただいているところです。一方、今からでもできることについては積極的に取り組もうと、次期契約の中に新たに盛り込むために、債務負担行為の額の中に見込んでいる取り組みは、右側対応策欄の中に白抜き文字で12月補正と記載している、上から三つ目のミルクボランティアによる離乳前の子猫譲渡制度の構築と、四つ目の動物の飼養管理体制の強化です。ミルクボランティアは、猫の処分数の圧倒的多数を占める離乳前の子猫をボランティアの方に預けて固形のえさを食べられる程度まで育てていただいた後に、小動物管理センターで引き取り譲渡につなげようという仕組みです。これにより少しでも乳飲み猫の処分数を減らしたいと考えています。

動物飼養管理体制の強化は、昨年度半ばから収容された犬猫をできるだけ多く返還、譲渡につなげるために、施設の収容能力が許す限り飼養することになっていることから、以前よりセンターにいる頭数が増加しているため、適正な飼養管理に向けて委託事業者の人員1名分をふやすものです。平成30年度当初予算において予定している取り組みについては、改めて2月議会の際に御説明させていただきます。

以上で食品衛生課の説明を終わらせていただきます。

◎弘田委員長 質疑を行います。

◎浜田（豪）副委員長 このミルクボランティアの制度開始時期は、具体的にいつを考えておられるでしょうか。

◎安藤食品・衛生課長 今、保健所それからセンターと協議を重ねておりまして、年度内には開始したいと考えています。

◎浜田（豪）副委員長 それと、この第三者委員会の会合があったのが10月27日ですか、仮称動物愛護センターなんですけれど、いつ完成の予定を考えておられるのでしょうか。

◎安藤食品・衛生課長 現在候補地を幾つか上げているところですが、なかなか高知市との協議、それから場所がある程度人が集まるところで、しかも騒音であったり排水であっ

たり、そういった公害的なものもクリアしなきゃいけないものですから、全国見ても、この設置場所でかなり時間を要している状況がございます。うまくいけば、平成 33 年度に向けて、建設できればとは考えております。

◎**浜田（豪）副委員長** これ非常に、今注目もありますし、そしてまた、食品・衛生課の担当者の方が非常に御苦労されていると思います。私、ことしの夏に三重県の動物愛護センターへ行ったんですが、そこなんかは、県の土地が山の上にあってちょっと町から遠いところですけど、安くおさまったところがあるんですが、その候補地は、県の所有地なのかそれともどういう土地を今、念頭に置かれていますか。場所、環境はわかるんですけど。

◎**安藤食品・衛生課長** 当然県の土地も候補には挙げておりますが、市の土地、民間の土地も含めて最適な場所を考えていこうと思っています。

◎**浜田（豪）副委員長** それと、それまでの間の今の小動物管理センターですが、高知も中村もどちらも注目されておる場所で。センターの方とも私も話す機会があるんですけど、来年度からの業者の応募は、ほかの業者も含めて、手を挙げてくれる方の見込みはどんな感じでしょうか。

◎**安藤食品・衛生課長** 前回のプロポーザルでは愛護団体の方が、現在、お願いしている田邊工務店以外に二つ手を挙げていただきました。今公募を始めたところですので、どこが手を挙げるかはちょっとわからないのが実態です。

◎**浜田（豪）副委員長** 担当課の皆様の御苦労は重々承知しておりますので、引き続き、精いっぱい頑張ってくださいますようによろしく願いいたします。

◎**中根委員** 猫などの不妊手術、その予算は大体もう消化をされているのか。認知度はどうでしょうか。

◎**安藤食品・衛生課長** これまで、飼い猫 300 匹、野良猫を 300 匹、予算をとっておったんですが、今年度からそれぞれ 450 匹にふやしております。現在の消化率で申しますと、飼い猫のほうは 80%まで避妊・去勢終わっております。野良猫のほうは申し込みはあるんですけども、申し込んだもののなかなかつかまらないことがございまして、現在 65%の予算執行率です。ただ、予約はございますので、キャンセル待ちも 4%ほど出ている状況です。

◎**中根委員** キャンセル待ちというのはどういう状況ですか。

◎**安藤食品・衛生課長** 先に皆さん予約をしておいて、そのあとつかまっていないということで、2カ月の間にしてくださいということにしております。

◎**上田（周）委員** 現実の話で、今副委員長がほとんど言ってくれましたが、1点だけ。課長から先ほど収容頭数が増加している中で、この検討委員会の委員の御意見にも、適正飼育の啓発を強くしていかなければいかんという中で、現実的に今、私の住んでいるいの町

だけでなく、県内 34 市町村全てに現状があると思うんですが、一つの大きい団地の境界と
いうか山林の部分で、子猫を結構捨てて、その鳴き声で団地の方が愛護の関係からお世話
をするという中で、その方らはまず市町村へ連絡するようです。

そしたら、その市町村の担当も猫の飼い方とかいろんな助言もあるようですが、今度、
県に新しいセンターができるのでとかそういう返事で、結局、県と窓口が市町村ですので、
そのあたり啓発も含めて、何かこう具体的に、市町村との連携で、少しでもそういうこと
がないようにやっていく検討はされてないですか。

◎安藤食品・衛生課長 昨年度、今年度、地域猫制度というのがございまして、地域の皆
さんで、その猫を避妊して餌であったり、それからふんの始末をしていきたいと思いますという
活動が、東京のほうでは盛んに進んでいるわけで、この制度について市町村にパンフレッ
トを配ったりもしております。

それから現在、財政と話しているのは、市町村に何か県から支援ができないかというこ
とで、例えば看板であったり、保護するおりであったりを補助できないか検討には入って
おります。

◎上田（周）委員 その団地の中でも、御近所によって愛護する方とそうでない方がおり
ましてね、トラブルまではいっていないけれど、飼い方についても、是非センターができ
るまで、そういうことをまた求めておきますのでよろしくをお願いします。

◎弘田委員長 質疑を終わります。

《請 願》

◎弘田委員長 次に、請願について行います。

健康対策部に関する請願は、「難病医療費助成制度における診断書料の公費助成制度創設
を求める請願」についてであります。執行部の参考説明を求めたいと思いますが、その前
に内容を書記に朗読させます。

◎書記 朗読させていただきます。

請第 3 号「難病医療費助成制度における診断書料の公費助成制度創設を求める請願につ
いて」

要旨

2014 年 5 月に難病の患者に対する医療費等に関する法律が成立し、2015 年 1 月から新た
な難病医療費助成制度が施行された。これによって、難病医療費助成の対象となる疾病が
大幅に拡大され、レセプト単位だった月額自己負担上限が、患者単位になる等の改善が行
われたが、一方で自己負担の引き上げや認定基準の強化、軽度者の除外などが行われた。
この結果、厚生労働省は、対象疾病の増加によって医療費助成を受ける患者数が 78 万人。
2011 年度から 150 万人 2015 年度に倍増すると試算していたが、2015 年度末の患者数は 94
万人であり、医療費助成の総事業費は 1,820 億円の試算に対して 1,385 億円であった。

この背景には、1. 申請手続き時の診断書料が自己負担であることや、制度の交代のため、難病対象であっても申請を行わないこと。2. 軽度者は対象外となるため、その境界線の方が、診断書料を負担してまでの申請をためらうことなどがある。

については、難病の方が費用の心配なく医療費助成制度を申請ができるよう、次の制度を創設するよう請願する。

1. 難病医療費助成、小児慢性特定疾患を含むに当たって、必要な臨床調査等個人票、診断書の料金を補てんする制度を創設し、新規認定及び更新認定時に公費助成を行うこと。

請願者 高知河ノ瀬町 41 の 1 の 4 階、高知保険医協会会長 大岩稔幸。

紹介議員 塚地佐智、中根佐知、吉良富彦、米田稔、石井孝、上田周五。

受理年月日 平成 29 年 12 月 12 日。

◎弘田委員長 それでは、健康対策課の参考説明を求めます。

◎清水健康対策課長 このたび請願がございました難病医療費助成制度における診断書料の公費助成制度創設について、執行部の意見を述べさせていただきます。

難病の患者に対する医療等に関する法律、難病法による新たな制度では、これまでの予算措置による事業から法定化して、恒久的に公平かつ安定的な制度を確立し、対象疾患の数を 56 疾患から 330 疾患にふやす一方、重症度による認定制度の導入や所得水準に応じた医療費の自己負担の見直しなどを行ったものです。

請願書では、難病医療費助成に当たって必要な臨床調査個人票に係る料金の助成制度の創設を要望されております。これについては、まず、申請が認められた場合は、受益が申請者本人に帰属するものであり、申請に必要な経費は本人に負担していただくことが大原則となっております。また、肝炎や育成医療等のほかの公費医療費助成制度におきましても診断書料等の助成を行ってないことから、公平性の観点から公費助成制度を創設することは難しいものと考えております。

なお、県としましては、適正な申請に資するよう臨床調査個人票を記載していただく医師を対象として、診断基準及び重症度の記載方法などについての研修を行うとともに、診断基準や重症度に関する情報もお知らせしております。

以上です。

◎弘田委員長 質疑を行います。

(なし)

◎弘田委員長 質疑を終わります。

以上で健康政策部を終わります。

暫時休憩とします。再開は午後 1 時といたします。

(昼食等のため休憩 11 時 53 分～12 時 59 分)

◎弘田委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

《地域福祉部》

◎弘田委員長 次に、地域福祉部について行います。

最初に、議案について地域福祉部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎門田地域福祉部長 地域福祉部が提出をしております議案は、一般会計補正予算1件です。一般会計補正予算のうち人件費の補正につきましては、私から一括して御説明をさせていただきます。

②議案説明書45ページ、一般会計補正予算の総括です。左から3列目の補正額、この全てが人件費に係りますもので、計5,489万6,000円の増額補正をお願いしております。

この主な理由といたしましては、今議会に上程をしております職員の給与に関する条例改正案に係る給料月額及び期末勤勉手当等の改定を反映させて計上しているもののほか、人員の増減、職員の新陳代謝、共済費負担率の変更などによるものです。

このほか、地域生活定着支援センターの委託に係る経費の債務負担行為の追加、多機能型福祉サービス施設の整備に関する補助金1件の繰越明許費の追加をお願いしております。

次に、部で所管しております審議会の開催状況について御説明をさせていただきます。お手元の資料A4の審議会という赤ラベルのところをお開きください。平成29年9月の定例会議以降昨日までに開催をされました審議会は、右端の欄に平成29年12月と記載しております6件で、このうち主なものを御説明させていただきます。

まず、1ページ目の中段でございます高知県障害者施策推進協議会です。11月27日に開催をいたしまして、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の策定等について御審議をいただきました。次のページの一番最後です。高知県子ども・子育て支援会議につきましては11月27日に開催をいたしまして、高知県子ども・子育て支援事業支援計画の現況報告を行ったものです。それぞれ審議会を構成する委員の名簿は、資料の後ろに添付しておりますので、御確認いただきますようお願いいたします。

私からの説明は以上です。議案の詳細につきましては、担当課長から順次御説明をさせていただきます。

◎弘田委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈地域福祉政策課〉

◎弘田委員長 初めに、地域福祉政策課の説明を求めます。

◎山本地域福祉政策課長 当課からは、補正予算議案をお願いをしております。資料②議案説明書の47ページをお願いいたします。地域生活定着促進事業委託料の債務負担行為です。詳細につきましては、別に資料を用意しておりますのでそちらで御説明いたします。

議案参考資料の地域福祉政策課のインデックスが張ってあるページをごらんください。地域生活定着促進事業は、都道府県が地域生活定着支援センターを設置いたしまして、高齢または障害を有することにより、福祉的な支援を必要とする矯正施設の退所予定者や退所者等に対して、矯正施設や保護観察所などの関係機関と連携しながら、福祉サービスの利用に係る相談支援や帰住地調整支援などを実施するものです。こうした支援により、退所者等の社会復帰や地域生活への定着を支援するとともに、再犯防止につなげることを目的としております。

国の実施要綱によれば、民間団体等への委託が可能とされておりますことから、本県では平成 23 年の事業開始以降、適切な運営ができる民間団体にこの事業を委託して実施をしております。平成 30 年度におきましても、平成 29 年度と同様にプロポーザルにより選定したものの委託を予定しております。現在、相談支援等を行っている方々への支援を途切れさせないためにも、来年 4 月 1 日から円滑に事業を行うことが重要となっておりますので、プロポーザルの実施に要する日数や新たな委託先の事業開始に向けての準備期間等を考慮し、可能な限り早期にプロポーザルを実施していく必要があると考えております。こうしたことから、本年中から手続に着手することが可能となるよう債務負担行為の設定をお願いするものです。

説明は以上です。

◎弘田委員長 質疑を行います。

◎中根委員 なかなか大変なお仕事だと思いますけれども、現在受けてくださっている方たちの状況や、それからこれ専門性がすごく問われると思うんですが、その専門性の見きわめなどはどんなに考えていらっしゃいますか。

◎山本地域福祉政策課長 今年度から県の社会福祉協議会に委託して事業を実施しております。それまでは社会福祉士会で運営をしていただいておりますが、社会福祉士会が体制的なこともあって、昨年の 9 月に来年度以降は受けることができないと申し出がありましたので、昨年プロポーザルを実施して県の社会福祉協議会に委託することになりました。

県の社会福祉協議会も、こういった支援は継続性が必要ですので、昨年度まで委託を受けておりました社会福祉士会で中心的に支援をしていただいていた方を 3 カ月、この 4 月から 6 月まで引き続いて雇用をして、引き継ぎもしながら、それと専門的な支援の仕方も今の県社協の職員に教えながら 3 カ月やってきましたので、一定そういった技術等は身につけてきた状況です。

それと、現在の状況なんですが、昨年度まで支援をした方が 51 名、これは平成 27 年、平成 28 年と 51 名でしたが、今年度上半期 9 月までで 45 名の方に支援をしております。

◎中根委員 そういう意味では、複数で協議をしっかりとしながら、1 人の人が負担を背負

って大変にならない形はとられているのでしょうか。

◎山本地域福祉政策課長 県社協の体制なんですけど、まず、兼務職員も入れて5名体制でやっておりまして、その県社協の中でのミーティングとかもやっておりますし、決して1人の人が支援している状況ではありません。それと、定期的に関係機関と連絡協議会を設けて、情報交換をしながら支援をさせていただいています。

◎久保委員 私も保護司をしていて、保護観察所からこの方を担当してくださいとやらせてもらいゆうんですけれども、ここで1番の(2)で主な業務内容のところいろいろ、こういう方っていうのがありますよね。どういう方に対してコーディネートとかフォローアップとか選定はどうやっているのでしょうか。

◎山本地域福祉政策課長 昨年度の状況なんですけど、先ほど51件とお話させていただきました。相談の経路なんですけど、その51件の中でまず地方検察庁から話があったのが21件、それから保護観察所から話があったのが12件、あと弁護士等から5件で、そういったところから、こういう方がいるので支援をとという話に来る形になっております。

◎久保委員 その保護観察所からも12件ということは、保護司なんかで、課長に聞くとこじゃないかもわかりませんが、その担当が決まって1対1で役割をやりゆうわけですが、そういう方に対してもこういう少し掘り下げた方が必要なときは、保護司以外にも重ねて委託をする格好になるんですか。

◎山本地域福祉政策課長 このセンターが国の要領に基づいて運営していきまして、高齢または障害を有することにより福祉的な支援の要る方をこのセンターで支援をしていくことになっております。それで、それ以外の方は、国において保護観察所だったり保護司が中心になってやっていくと聞いております。

センターの職員単独でやっているわけではなくて、保護司とか保護観察所と協議をしながら一緒に、どういった支援が適当なのかは協議しながらやっている。

◎久保委員 わかりました。私自身もいろいろお聞きをして、保護観察所と話します。

◎黒岩委員 審議会の件で、高知県子ども・子育て支援会議の事業計画・支援計画の現況報告がなされていますが、具体的にはどういう議論がされておるんですか。

◎澤田少子対策課長 少子対策課です。今年度は、この計画に定められております進捗状況の確認でありますとか、例えばこの計画の中間年に当たりますので、市町村などの中間の見直しの状況でありますとか、そういったところを御報告をさせていただきました。

◎黒岩委員 進捗状況の具体的な中身を。

◎澤田少子対策課長 中身は、保育の需要の状況とか、供給の状況などを御報告をさせていただいたところです。

◎黒岩委員 それで、先ほど課長からお話ありました中間年の見直しですが、具体的にどういふところが検討されたのか。

◎澤田少子対策課長 例えば保育料でありますと、当初の計画を立てたときからの変更、今の現状の見直しの状況、現在の需給の状況なども御報告をさせていただいて、県の計画につきましては、この県の許認可に係るものになりますので、許認可については該当しないと御報告をさせていただいたところです。

◎弘田委員長 質疑を終わります。

〈高齢者福祉課〉

◎弘田委員長 次に、高齢者福祉課の説明を求めます。

◎飯島高齢者福祉課長 当課からは、一般会計補正予算につきまして御説明をさせていただきます。資料ナンバー②議案説明書の49ページをお願いいたします。

繰越明許ですが、事業名、地域包括ケア推進事業費につきましては、大月町で整備を計画しております介護保険のサービスでございます通所介護と、障害福祉サービスであります基準該当生活介護を一体的に整備する施設に対して助成を行うものです。

建設施設の規模の拡大によりまして、設計期間及び工期に日数を要することとなりましたため、建設工事の着工におくれが生じております。年度内の完成が見込めないことから、繰り越しをするものです。来年10月末の竣工予定となっております、完成後は高齢者と障害者がともに地域で安心して暮らせる共生型の福祉サービスが提供できることとなります。

御説明は以上です。

◎弘田委員長 質疑を行います。

(なし)

◎弘田委員長 質疑を終わります。

以上で、地域福祉部を終わります。

《文化生活スポーツ部》

◎弘田委員長 次に、文化生活スポーツ部について行います。

最初に、議案について文化生活スポーツ部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎門田文化生活スポーツ部長 それでは、12月議会への提出議案につきまして説明をさせていただきます。文化生活スポーツ部からは、平成29年度一般会計補正予算議案と条例その他議案3件を提出しております。

資料②議案説明書(補正予算)の55ページをお願いいたします。文化生活スポーツ部の補正予算総括表です。

文化生活スポーツ部では、部内6課におきまして一般職員の給与費に係る増額及び減額の補正があり、部全体では4,113万9,000円の増額補正予算をお願いしております。人件費の補正の主な理由としましては、今議会に上程をさせていただいております職員の給与

に関する条例改正案に係る給料月額及び勤勉手当の改定を反映させて計上したことにより
ますもののほか、人員の増減、職員の新陳代謝、共済費負担金の変更等によるものです。

次に 61 ページをお願いをいたします。債務負担行為です。人権啓発センターの管理運営
を委託するために必要な管理代行料といたしまして、5,165 万 8,000 円の追加をお願いを
しております。

次に 65 ページをお願いをいたします。オリンピック・パラリンピック東京大会の事前合
宿誘致活動といたしまして、バドミントン日本代表合宿の受け入れに係る経費 498 万 8,000
円の追加をお願いしております。

次に、③条例その他議案をごらんください。表紙をめくっていただきますと、最初に議
案目録がございます。このうち文化生活スポーツ部は、第 11 号議案、第 18 号議案、そし
て次のページの第 28 号議案が該当しております。

第 11 号議案につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の施行による地方独立行
政法人法の一部改正に伴い、同法の引用規定の整備等、必要な改正をするものです。

次に、第 18 号議案につきましては、先ほど申し上げました人権啓発センターの指定管理
者の指定に関する議案として、地方自治法の規定によりまして、県議会の議決をお願いす
るものです。

次に、第 28 号議案につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の施行による地方
独立行政法人法の一部改正に伴い、高知県公立大学法人定款に監事の新たな職務及び権限
並びに任期を規定しますなど、高知県公立大学法人定款の変更について、同法の規定によ
りまして県議会の議決を求めるものです。なお、議案の詳細につきましては、担当課長か
らそれぞれ御説明をさせていただきます。

最後に、文化生活スポーツ部が所管します審議会の開催予定について、御報告をいたし
ます。議案参考資料の赤インデックスの審議会等をごらんください。平成 29 年度各種審議
会の開催についてです。左側 3 の高知県私立学校審議会につきましては、11 月 29 日に開催
をいたしました。主な審議項目など資料に記載しておりますので、御確認いただきますよ
うお願いいたします。なお、委員の名簿を資料の後ろにつけていますので、御参照いただ
ければと思います。このほかの審議会等の開催状況につきましても、随時御報告をさせて
いただきます。

私からは以上です。

◎弘田委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈私学・大学支援課〉

◎弘田委員長 まず、私学・大学支援課の説明を求めます。

◎井澤私学・大学支援課長 ③条例その他議案の 49 ページをお開きください。当課からは、
第 11 号高知県公立大学法人に係る評価委員会及び重要な財産に関する条例の一部を改正

する条例議案と、その資料の 72 ページをお開きください。第 28 号高知県公立大学法人定款の変更に関する議案について御説明いたします。

これらの議案は、地方自治法等の一部を改正する法律の施行による地方独立行政法人法の一部改正に伴い、必要な改正及び変更を行おうとするものです。関連しますので、お手元に別途用意しております資料をもとに一括して説明させていただきます。それでは、お手元の議案参考資料の赤の私学・大学支援課のインデックスラベルのついたページをお願いいたします。

まず、高知県公立大学法人に係る評価委員会及び重要な財産に関する条例の一部を改正する議案について、御説明いたします。この条例議案は、公立大学法人などを含みます地方独立行政法人の適正な業務の確保を図るため、地方独立行政法人法が一部改正されたことに伴い、この条例における第 1 条及び第 2 条において、地方独立行政法人法の引用規定など、ここに記載のとおり改正するものです。

次に、高知県公立大学法人定款の変更に関する議案について、御説明いたします。下にございますけれども、この議案は先ほどと同じく地方独立行政法人法の一部改正により、高知県公立大学法人の定款を変更するものです。今回の改正によりまして、公立大学法人の監事の新たな職務や権限が規定され、あわせて監事の任期が変更されたことなど、法人のガバナンス体制の強化が図られております。

具体的な変更の内容をこのページの下段から次のページにかけて新旧対照表として記載をしております。まず第 7 条では、財務諸表などの公告は、これまで高知県広報により行うこととしておりましたけれども、インターネットでの公告もできるように変更しております。

次のページをお開きください。第 9 条では、監事の職務・権限について、その役割を具体的に規定し、監事の権限を強化をしております。今回の変更によりまして、監事には従来の職務に加えまして、監査報告の作成義務や役員に対する常時の報告の請求、調査権限等が与えられております。また、第 13 条では、これまでの監事の任期は 2 年でしたが、改正後は、任命後 4 年以内に終了する事業年度の最終年度の財務諸表の承認日までに変更をしております。

説明は以上になります。

◎弘田委員長 質疑を行います。

(なし)

◎弘田委員長 質疑を終わります。

〈人権課〉

◎弘田委員長 次に、人権課の説明を求めます。

◎中野人権課長 当課からは、二つの議案を上げさせていただいております。

③条例その他議案の 62 ページをお開きください。この議案は、県立の人権啓発センターの指定管理者の指定に関するものです。もう一つ、資料ナンバー②の議案説明書（補正予算）の 61 ページをお願いします。指定管理に伴いまして 5 年間の予算を確保するための債務負担の議案です。当課からは、以上の 2 件について説明させていただきます。

関連いたしますので、お手元の危機管理文化厚生委員会資料の赤いインデックス、人権課の資料で御説明させていただきます。高知県立人権啓発センターの施設の概要につきまして説明させていただきます。この議会棟のお堀を挟んだ南の、丸の内ビルの 4 階から 6 階部分が県立の人権啓発センターでして、人権に関する問題について県民の理解と認識を深め、その解決を図るとともに、県民の福祉の向上に寄与するため、人権思想の普及高揚に係る啓発等の用に供する施設として昭和 58 年に設置しております。

この丸の内ビルは区分所有となっておりまして、1 階から 3 階が社会福祉法人高知県社会福祉協議会、4 階から 6 階の部分が県の所有となっております。なお、当該建物の土地は県の所有になっておりまして、社会福祉協議会から土地貸付で使用料を納めていただいております。施設内容ですが、4 階が視聴覚室、5 階が図書資料室兼閲覧室と事務室、6 階がホールでして、それぞれの施設の平成 28 年度の利用状況ですが、視聴覚室の利用回数は 46 回、利用人数 1,143 人、図書資料室兼閲覧室の利用人数が 672 名、ホールの利用回数は 162 回、利用人数 1 万 9,582 名となっております。ホールの貸し付けに係ります使用料収入は 289 万 8,930 円となっております。

資料の 2 ページをお願いします。これまでの指定管理者の状況につきましては、平成 18 年度から指定管理者制度を導入しておりますが、現在の公益財団法人高知県人権啓発センターが継続して建物の管理の指定管理者となっております。なお、施設の名称と公益財団法人の名称は同じ高知県人権啓発センターですが、施設と法人は別のもので御理解いただきたいと思っております。指定管理者制度導入の効果につきましては、経費の面で特に効果が出ておりまして、指定管理導入前と現行で比べますと約 400 万円前後の経費の削減につながっております。

そのほか、ホールの利用につきましては、ホームページ上に申請書や予約状況を掲載し、また予約状況を随時更新するなどのほか、救急救命講習の受講であったりとか A E D の設置を初め、緊急時の対応など、利用者からの声をできるだけ拾い上げ、利用者の視点に立った利用者サービスへの積極的な取り組みが認められております。

今回の指定議案につきましては、公募によりましたが結果として 1 団体の応募ございまして、外部の有識者 5 名で組織します選定委員会の審査の結果、公益財団法人高知県人権啓発センターを指定管理者候補として選定したところです。

また、管理代行料に係る予算額につきましては、第 1 号議案として、債務負担行為の補正で、平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 年間、合計限度額 5,165 万 8,000 円を計上す

るものです。債務負担行為の内訳につきましては、その資料の下に記載しております。

以上で人権課の説明を終わります。

◎弘田委員長 質疑を行います。

◎桑名委員 1点はこの利用状況なんですが、これ今見ても多いとは思わないんですけれども、できた当時からいったらどういう推移をたどっているんですか。

◎中野人権課長 指定管理の導入まで、平成17年度を比べますと、まず、視聴覚室の利用につきましては683名の増となっております。それから図書資料室兼閲覧室は509名の増、それからホールの利用料ですが、使用料の収入額で言いますと約50万円のアップになっております。

◎桑名委員 ということは、これ指定管理になる前はほとんど人は来ていなかった状態になるんですかね。

◎中野人権課長 ほとんど来ていないということでもないんですけども。

◎桑名委員 年間で半分ぐらい。

◎中野人権課長 視聴覚室について利用人数が限られているのは、ここ無料なんですけれども、あくまでも人権に関する講習であったり会議であったり、そういった場合のみ貸し付けておまして、そこで利用人数が少なくなっております。

◎桑名委員 わかりました。ふえているんでよかったと思いますが、もう1点ちょっと教えてもらいたいのは、費用対効果のところ、切手代や廃棄物収集費の実績が減額になったんですけど、この切手代を経費節減するとは、今まで無駄に使っていたのか、逆に今まで出していたものも出さなくなったのか、どちらなのか。そして、どれぐらい切手代で減額か、切手代で減額するってすごいことだと思うんですけどね。

◎中野人権課長 資料で、経費節減の努力の面を強調して書かせていただきましたが、押しなべて大体アベレージで400万円ぐらいの毎年減額になってる、毎年といいますか比べてみたときに、平成17年当時と400万円程度が大体アベレージで減額になっているんですが、一番大きな内訳は清掃委託料で、現行で言いますと、平成28年度決算と平成17年度を比べますと大体211万円の減となっております、それから電気・ガス・水道の光熱水費関係が160万円程度の減、それから消防設備の保守点検が30万円の減とか、そういった形になっておまして、そこが一番大きな要因です。なお、何で清掃がそんなに下がったかにつきましては、指名競争入札でやっておりますが、現在も11社集め、参加者を広げて競わせることよっての経費節減効果だと判断しております。

◎桑名委員 では、どうしてこの切手代というのが。

◎中野人権課長 経費節減の努力ということで、ちょっと書かせていただきました。

◎桑名委員 わかりました。結構です。

◎浜田（豪）副委員長 この応募状況1団体というのは、ほかに応募はないのか。この推

移を見たらずっと同じところで、この1団体というのは、単純に特殊な何か要るのか。それと、なぜこういう状況なのか、教えていただきたいんですけど。

◎中野人権課長 この指定管理業務はあくまでも建物の維持管理で、いわゆるその特別なノウハウとかがないと広く公募をかけているところですが、第1回目の平成18年度にやりました選考のときにもう1団体の応募はありましたけれども、結果として人権啓発センターのほうに決まりまして、それ以降はセンター以外の応募がないのが実態です。それで平成27年度に包括外部監査で、もうちょっと周知の期間、募集期間を広げなさいとか、それまでの契約期間の3年を5年に見直さなさいとアドバイスを受けまして、今回広く募集もかけたつもりですし対応したんですが、結果として1団体です。

◎弘田委員長 質疑を終わります。

〈スポーツ課〉

◎弘田委員長 次に、スポーツ課の説明を求めます。

◎中島スポーツ課長 それでは、スポーツ課の平成29年度の12月補正予算について御説明いたします。資料番号②議案説明書（補正予算）の65ページをお開きください。

補正予算議案ですが、オリンピック・パラリンピック東京大会事前合宿招致事業委託料としまして、債務負担行為498万8,000円をお願いしております。詳細につきましては、別途資料にて御説明させていただきます。お手数ですが、議案参考資料、赤いインデックスのスポーツ課のラベルのついたページをお開きください。

オリンピック・パラリンピック東京大会事前合宿招致活動、バドミントン日本代表合宿の開催です。昨年度から高知県スポーツ交流ネットワークアドバイザーの上松芳則氏、日本バドミントン協会の強化本部長として、高知県在住の方です。この上松氏の協力によりまして、シンガポールのバドミントンチームの2020年東京オリンピック競技大会事前合宿に向けました招致活動をこれまで進めてまいりました。昨年のシンガポールバドミントン協会との協議の中で、事前合宿時の対戦相手、練習相手の確保が可能かとの質問がございましたので、上松アドバイザーを通じまして、対戦相手としまして日本代表チームを想定して調整してまいりました。

このたび、日本バドミントンナショナルチームのA代表の高知合宿の実現につながったものです。世界トップレベルで県民の認知度も高いバドミントン日本代表合宿を本県で開催することによりまして、県民のスポーツに対する関心を高め、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた機運の醸成を図るとともに、今回の合宿を通じてバドミントン日本代表との関係性をより強固なものとし、結果的にシンガポールバドミントンチームの事前合宿につなげてまいりたいと考えております。

なお、高知合宿の期間が平成30年3月30日から4月6日までと年度をまたぎますことから、12月補正におきまして、この合宿に必要な費用としまして債務負担行為を498万

8,000円の追加をお願いするものです。

以上で説明を終わります。

◎弘田委員長 質疑を行います。

◎上田（周）委員 全日本のトップということで、昼のニュースでもやっていたけれどね。そういう中で県内のこのバドミントンちょっとマイナーかなと思いますが、競技人口とか有望選手とか、その辺はどんな感じですか。

◎中島スポーツ課長 平成28年が新しい競技人口の数字でして、バドミントン1,980名で、男子が1,027名、女子が953名の内訳となっております。有望な選手ですけれども、実際にその一般の選手につきましても、ある程度中学校のレベルまでは高い競技力を持たれておられる選手がおられるんですけれども、県外の学校に高校から転出される選手もおられます。

今回、国体が愛媛でありましたもので、私も視察に行っていました。県外から帰ってこられた方が一般選手として高知県の代表としまして1回戦、2回戦までは勝ち上がったと記憶をしておりますけれども、そういった形での受け皿と申しますか、つながる指導者の確保とかが今後課題なのかなと感じております。

◎上田（周）委員 上松さんの大きな人脈やと思いますが、そんな中で課長から今説明があった8日間、そういう中学生とか有望選手含めて、触れる機会とかそんなことは難しいんですかね。

◎中島スポーツ課長 高知県バドミントン協会を通じまして、日本バドミントン協会に今回の合宿でその競技力の向上に向けた取り組みとか、子供が間近に見られるような対応なんかをお願いしております。今回ちょっと日にちは決まっておられませんけれども、県内の選手とか、その指導者の方を対象としました講習会を午後2時間程度の時間を割いていただいて、実際に実技指導であるとか、その指導者が今回ナショナルチームの朴コーチという結構有名な、今の日本の競技力を上げられたトップコーチがおられます。その方から直接指導を受けられるような機会を提供いただく形で今準備しています。

そのほかにも、この合宿期間中を通じまして、県内の指導者の方がフロアに入らせていただいて、間近にどういったトレーニングをやっておられるのかも見て、その経験を積んでいただく形の配慮をいただくように了解をいただいているところです。

◎上田（周）委員 金メダリストと触れ合うというたまたまごい夢というか、力もわくと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

◎中根委員 だめだという思いではなくて、これ500万円弱の予算ですよ、どんな使い方をするんですか。

◎中島スポーツ課長 旅行会社に委託という形で計上しておる内容でして、主にその滞在に伴う経費、宿泊代であるとか、今回、日本代表チームは南国市立のスポーツセンターと黒潮カントリークラブ、ちょっとまだ調整中ですがゴルフ場をランニング・トレ

ニングなんかでも使うこともありまして、移動費、バスの借り上げ代とか、あとその練習に伴うそのシャトルの備品代であるとか、スポーツ飲料であるといった経費などを計上しております。

◎中根委員 今後も誘致に際して、人数や規模や日数とかあると思いますけれど、大体1チームでどの程度になるんでしょうね、その旅行会社への委託料も含めて。

◎中島スポーツ課長 どうしてもその規模によります。今回は代表選手とそのコーチ・スタッフで28名を想定した形の予算計上をしておりますけれども、基本的にはその滞在に伴う費用が延べ何人掛けるという形になりますので、そこはもう基本的にその練習の拠点が高知市内である場合とか、幡多方面である場合とか、今回ホストタウン登録国に応じてその競技によって違いますので、ちょっと1チーム幾らという形でのとらえ方よりか積み上げで、その練習拠点に応じた形で計上させていただく形にはなっておるんですけれども。

◎中根委員 こうした基本になるその算定方式はどこにあるんですか。それは柔軟な形なんですか。

◎中島スポーツ課長 今回ですと、まずはその日本代表チームですので日本に在住、日本人の方がベースになりますので、生活的な形なんかは基本的にどのホテルでシングル1人1室という形でやっております。ただ、外国から来られる事前合宿なんかのときにはその外国の文化なんかもございまして、どうしてもホテルとか食事の対象とかいろいろ条件がございまして、そういった形で滞在費につきましても宿泊代プラスの夕食の内容であるとかいう形を事前に相手国とか、今回日本代表チームとか内容に応じて調整しながら、そのホテルでの通常の普通のランクから積み上げていく形になります。

◎久保委員 4月に発足して8カ月ぐらいたって大変だと思いますけれども、いろんな成果も上がってきております。このバドミントンもそうですし、浦ノ内湾のカヌーもそうですし、いろんなテレビでもよくニュース等で見るようになって、頑張られていると思います。一つお聞きしたいのは、この審議会等資料を今いただいて、最後の端5番目に高知県スポーツ推進審議会があつて、来年1月・3月に開催予定ということで、その右に1ポツ目でスポーツ推進計画案があります。今後、知事も、今回スポーツ課が発足して、要は今までマンパワーの不足もあつて十分にできていなかったPDCAを回していく、これに尽きると私は思っております。そういう意味でこのスポーツ推進計画案、これはどういう計画なのか、まずお聞きしたいと思います。

◎中島スポーツ課長 現行のスポーツ基本法に基づきまして、各県が地方の事情に基づいて策定する計画がございまして。既に平成25年に高知県のスポーツ推進計画を策定しております。その後、東京のオリンピック・パラリンピックの開催が決まりまして、プロジェクトの実施計画という形で競技力の向上をより具体的につくり込んだ計画を策定しておりますが、ちょうどことしがそのスポーツ推進計画の見直しの年でもありまして、4月以

降それに伴う形でその推進計画を立ち上げるように県民会議を6月に立ち上げまして、その他具体的な競技力と生涯スポーツとスポーツツーリズムの専門部会を開いております。

その中であらかじめ、その強化ポイント策なんかも協議しまして、それを次期スポーツ推進計画という形に、新たにスポーツツーリズムという項目も加わりましたことから、中間見直しといいながらも全面的な見直しを見据えて、今検討を重ねておるところです。年度内にはその県民会議で御了解いただきましたら、このスポーツ推進審議会で正式に決定していただく流れで考えておるところです。

◎久保委員 私もそこを聞いたかったですけれど、まさに今課長がおっしゃった平成25年につくって、中間の見直しをするのはちょうど今年度に当たっています。私は前回のその前からずっと言っていますように、あの計画、私はすごくよくできているなどは思っていますけれども、それに今回の場合は生涯スポーツとかスポーツツーリズムが加わりましたんで、それを加味した上で新たなこの3年たつて中間見直しのときに改めてつくるのは大変大事なことだと思いますし、2020年の東京オリンピック・パラリンピックも目の前に来ましたんで、それに向けて実効性のある計画をつくっていただいて、PDCAを回していただきたいと思います。

1点、先ほど言いましたように、前回つくったときは入っていなかったんですけれども、今回のこの計画案の中にはスポーツツーリズムも入ってくるわけですね。

◎中島スポーツ課長 はい。そのような形でしっかり入れていこうとは考えておりますが、今の3本柱の政策では、その競技力の向上と生涯スポーツの推進、スポーツツーリズムの振興という形で3本柱掲げておりましたけれども、どちらかというスポーツツーリズムは溶け込んでいくといいますか、地域の活性化につながっていくという視点で、そのような形の見せ方ではなくて、全体的にどうスポーツツーリズムにつながっていくかという視点で今検討をしているところです。

◎久保委員 おっしゃるとおりで、3本柱とはいえその競技力の向上がまず肝ですんで、そこんところをきっちり書き込んで、それを2020年に向けて頑張っていたきたいと思えます。御承知のように今回、愛媛国体も残念な結果になっていますんで、もう待ったなしやと思うんですよ。そういう意味では、競技力の向上、生涯スポーツ、その先にある確かに地域振興のスポーツツーリズムですけれども、その三つとも書き込むことも大事だとは思っていますんで、よろしく願いをいたします。

◎弘田委員長 質疑を終わります。

《請 願》

◎弘田委員長 次に、請願について行います。

文化体育スポーツ部に関する請願は、「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」及び「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた

教育を求める私学助成の請願について」の2件であります。

執行部の参考説明を求めたいと思います。2件とも私学・大学支援課が所管する内容でありますので、あわせて説明いただき、その後一括して質疑を行いますので、御了承願います。

それでは、内容を書記に朗読させます。

◎書記 それでは、請願内容について朗読します。

請第1-2号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」
要旨

高知県の次代を担う子供たちを育てるため、県独自の措置による小学校一、二年生と中学校1年生の30人以下学級、小学校三、四年生の35人以下学級の継続や複式学級の定数改善などを求める声は、学校現場のみならず多くの保護者からも聞かれる。学校予算の増額や高等教育の学費の軽減など、小学校から大学に至るまでの保護者負担のより一層の軽減は、貧困の連鎖を断ち切り、お金の心配なく安心して充実した教育を受ける権利を保障するためにも重要かつ急務の課題である。

また、高知県では1カ月以上もかわりの先生が来ない、先生のいない教室が2014年度は51件、2015年度は82件、2016年度は39件ある。行き届いた教育実現のためにも教員の確保は重要な課題である。学校統廃合が進んでいる高知県では、地域文化の中心たる学校を守っていかなければならない。また、子供たち一人一人の教育を受ける権利の保障と、子供たちの豊かな人間性と可能性をはぐくむ教育を進めることも必要である。日本国憲法や子供の権利条約を生かした理想の教育を実現することは、子供たちはもちろん、保護者、県民の心からの願いである。ついては、次の事項の実現が図られるよう請願する。

1から3まで、4(2)、6及び7の6項目、総務委員会所管分。

4、すべての子供が安心して教育を受けられるよう、次の支援制度を実現すること。

(1) 県内出身者が県内の大学に進学しやすくなるように支援制度を拡充すること。

5、私学助成を一層拡充し、保護者負担を軽減すること。

請願者 高知市丸ノ内2丁目1の10、子どもと教育を守る高知県連絡会代表世話人、大西朋枝ほか6,098人。

紹介議員 塚地佐智、中根佐知、吉良富彦、米田稔。

受理年月日 平成29年12月12日。

請第2-2号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」

要旨

私立幼稚園、私立小・中・高等学校は、公教育の一翼を担い、県民の教育に大きな役割を果たしている。しかし、学費の公私間格差は大きく、無償化された公立高校に比べて、

高知県内の私立高校では、支援金を引いても平均で年間約 33 万円の学費負担、授業料、施設費等が残っており、私学の父母負担は限界に近づいている。授業料軽減補助の拡大は、保護者の切実な要求となっている。ついては、次の事項が実現されるよう請願する。

- 1、保護者の教育費負担の公私間格差を是正すること。
- 2、経常費助成補助の県加算を高校だけでなく、幼稚園、小学校、中学校にも拡充すること。
- 3、教育予算を増額すること。

請願者 高知市丸ノ内 2 丁目 1 の 10、高知私学助成をすすめる会会長、平野由朗ほか 3 万 7,027 人。

紹介議員 塚地佐智、中根佐知、吉良富彦、米田稔。

受理年月日 平成 29 年 12 月 12 日。

◎弘田委員長 次に、私学・大学支援課の参考説明を求めます。

◎井澤私学・大学支援課長 2 件の請願について、順次説明をさせていただきます。

まず、請願第 1-2 号の項目番号 4 の (1) の「県内出身者の県内大学への進学を促進するための支援制度の拡充」について御説明いたします。

県内の大学であります高知県立大学、高知工科大学及び高知大学とも、県内出身者を特別枠としました入試制度を有しております。県内高校生の高等教育機会の確保に取り組んでいるところです。また、高知県立大学及び高知工科大学は、県内出身者を対象に入学料を半額としております。さらに、高知工科大学においては、県内高校の在学時に授業料免除を受けたことがある学生を対象にしまして、入学料と授業料を免除する制度がございます。このように県内の大学では、県内出身者が進学しやすいように支援を行っているところです。

続きまして、項目番号 5 の「私学助成の拡充と保護者負担の軽減」について御説明いたします。

初めに、まずは国の予算要求の動きについて御説明いたします。平成 30 年度の文部科学省の概算要求額では、私立高等学校の授業料無償化、私立の小・中・高等学校等の教育条件の維持向上、保護者の教育費負担の軽減などを目的に、都道府県が行う私立高校などへの助成に対する私立高等学校等経常費助成費補助金を設けておりまして、本年度予算に比べおよそ 35 億円増の約 1,057 億円となっております。

また、県はこの国の補助金に地方交付税と県費を加えた 1 人当たりの単価に児童生徒数を掛けたものを、私立学校運営費補助金として予算計上しており、平成 30 年度は対前年比 2,800 万円増の約 32 億 5,000 万円を予算要求しております。

なお、児童生徒 1 人当たりの補助単価につきましては、国庫補助単価と地方交付税単価の伸びに応じまして毎年増額をしております。高校につきましては、全日・定時制の生徒

は平成 22 年度から、通信課程の生徒は平成 28 年度から県費での継ぎ足し補助を開始しておりまして、現在は全ての高校生に対して補助している状況となっております。

さらに、学力向上対策や進路指導の充実など、私立高校の特色を生かした教育力向上の取り組みを支援するために、平成 22 年度から県単補助として教育力強化推進事業費補助金による助成を行っておりまして、平成 25 年度から補助金の上限を高校 1 校当たり 600 万円から、中高併設校については 900 万円に引き上げております。

一方、保護者の経済的負担の軽減として、公立高校の授業料無償化とあわせて、平成 22 年 4 月から実施しております高等学校等就学支援金につきましては、平成 26 年度の入学者から世帯当たりの所得制限を導入し、それにより捻出しました財源により公私間格差の是正を図るために、支援金の加算に係る対象者及び加算額を拡充しております。

また、県では本年度から、私立の小学校及び中学校に通う全学年の児童生徒のうち、年収約 400 万円未満の世帯を対象とした授業料等の負担の軽減制度として、私立中学校等修学支援実証事業費補助金を創設しております。この事業は 5 年間の実証事業で、平成 30 年度の国の概算要求におきましては本年度と同額の 11 億 9,000 万円を計上しておりまして、県においても必要額について予算要求をしているところです。

高校生の教科書や教材費など授業料以外の教育費負担軽減のため、平成 26 年度に創設されました奨学のための給付金制度につきましては、非課税世帯の給付額の増額や多子世帯の給付要件の見直しなど制度の拡充が図られ、国の概算要求では、平成 30 年度では約 19 億円増の 154 億 9,000 万円が計上されており、県においても必要額について予算要求をしているところです。

その具体的な見直しといたしましては、多子世帯として認定される年齢の範囲がこれまでの 15 歳以上 23 歳未満であったものが 12 歳以上に広げられた上、多子単価の額についても、これまで 2 人目から適用されていたものが 1 人目から適用されるように要求内容が見直しされておるところです。

次に、請第 2-2 号の項目番号 1 の「保護者の教育費負担の公私間格差の是正」について御説明いたします。

教育費負担を軽減するため、国や県の対応としましては、先ほど御説明しました就学支援金や奨学のための給付金、中学校等修学支援実証事業費補助金のほかに授業料の減免制度を設けております。これは児童生徒に授業料の減免を行った私立学校に対して、高等学校については 10 分の 10、また、小・中学校については 3 分の 2 の経費について私立学校授業料減免補助金を交付しているものです。

補助の対象は、生活保護世帯、家計急変世帯及び市町村民税非課税世帯とし、高校生につきましては、平成 25 年度から年収 350 万円未満程度の世帯も対象とするとともに、補助率も 3 分の 2 から学校負担のない 10 分の 10 として制度を拡充しているところでして、現

在では全ての学校において授業料減免制度が実施されており、そのため、就学支援金の受給と合わせますと、年収 350 万円未満程度世帯の高校生につきましては、保護者の授業料負担は事実上不要になっております。

なお、国の動きについて申し上げますと、政府においては、先週の金曜日 12 月 8 日に教育の無償化等を盛り込んだ新しい経済政策パッケージが閣議決定されました。これによりますと、私立高等学校の授業料につきましては、消費税使途変更による現行制度・予算の見直しにより活用が可能となる財源をまず確保する。

具体的には平成 29 年度予算ベースで①住民税非課税世帯については実質無償化、②年収約 350 万円未満の世帯については最大 35 万円の支給、③年収約 590 万円未満の世帯については最大 25 万円の支給ができる財源を確保すると。その上で、消費税使途変更後の 2020 年度までに引き続き政府全体で安定的な財源を確保し、年収 590 万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化を実現することが盛り込まれたところです。具体的に定まっていない詳細部分については検討を継続されることでして、県としても今後の国の動向を注視していきたいと考えております。

続いて、項目番号 2 の「経常費助成の県加算額の拡充」について御説明いたします。先ほど御説明しましたように、高校につきましては、全ての生徒を対象に国庫補助単価と地方交付税単価に県の継ぎ足し 1 万 2,000 円を足しておまして、さらに県単独事業の教育力強化推進事業費補助金を加味することで、1 人当たりの単価は全国平均以上となっております。また、小学校と中学校につきましても、毎年引き上げがなされてきております国庫補助単価と地方交付税単価を県の補助単価とすることで、中学校においては全国 8 位、小学校においては全国 5 位と全国水準以上を確保することができております。

なお、先ほど御説明しましたとおり、中学校につきましても、平成 25 年度から県単独補助として教育力強化推進事業費補助金を予算計上し支援をしているところです。

最後に、項目番号 3 の「教育予算の増額」について御説明いたします。本年度の私学等振興費当初予算は、当課の人件費や育英事業を除くと約 47 億 1,800 万円となっております。平成 21 年度と比較して金額で約 13 億円、率で約 28% の増額となっております。この間、国の制度である就学支援金や奨学のための給付金の支給の開始に加え、県事業としましても、運営費補助金への県費 1 万 2,000 円の継ぎ足しの固定化、教育力強化推進事業費補助金の創設や拡充、授業料減免補助制度の拡充など、私学助成や経済的負担の軽減について拡充を行っております。

また、平成 30 年度の予算要求につきましても、奨学のための給付金の多子世帯の給付要件の見直し、運営費単価の増額や私立学校の耐震補助工事への助成などにより、平成 29 年度予算と比較して約 2 億 3,000 万円程度の増額要求を行っておるところです。

文化生活スポーツ部としましては、私立学校に対する助成は、人材の育成が県勢発展の

重要な基盤づくりであるとの考えのもと、厳しい財政事情の中でも必要な予算の確保に努めているところです。

説明は以上です。

◎弘田委員長 質疑を行います。

(なし)

◎弘田委員長 質疑を終わります。

以上で、文化生活スポーツ部を終わります。

《公営企業局》

◎弘田委員長 次に、公営企業局について行います。

最初に、議案について公営企業局長の総括説明を求めます。なお、局長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎井奥公営企業局長 公営企業局からの提出議案は、電気事業、工業用水道事業、病院事業の各会計の補正予算が3件と条例議案1件をお願いしておりますほか、報告事項が1件となっております。

まず補正予算ですが、資料ナンバー①の高知県議会定例会議案(補正予算)の18ページ、第4号議案、平成29年度高知県電気事業会計補正予算、次のページ、第5号議案の工業用水道事業会計補正予算、次のページ、第6号議案の病院事業会計補正予算の各事業会計について、人件費に係る補正をお願いいたしております。

主な内容といたしましては、いずれも今議会に上程しております職員の給与に関する条例などの改正議案に係る給料月額及び期末勤勉手当の改定によるもののほか人員の増減や職員の新陳代謝、共済負担率の変更などによるものとなっております。

また、第4号議案の電気事業会計補正予算につきましては、人件費を除く補正予算といたしまして、土佐町における小水力発電事業の事業化の断念に伴う特別損失処理のための補正予算をお願いいたしております。

あわせて、関連する条例議案といたしまして、資料ナンバー③の高知県議会定例会議案(条例その他)の58ページになりますが、第15号議案の高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を廃止する条例議案を提案させていただいております。

次に、報告事項につきましては、南海トラフ地震対策の抜本強化加速化に向けた取り組みとして、昨年度から実施をいたしておりました吉野ダム・杉田ダム関連構造物耐震補強検討委託調査の結果の概要につきまして、御報告をさせていただきます。

なお、私からの説明は以上ですが、先ほど申し上げました第4号議案の電気事業会計補正予算のうち特別損失処理に関するもの、第15号議案の高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を廃止する条例議案並びに報告事項の詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

◎弘田委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈電気工水課〉

◎弘田委員長 電気工水課の説明を求めます。

◎三本電気工水課長 提出議案は、電気事業及び工業用水道事業の平成 29 年度補正予算と、高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を廃止する条例議案となっております。電気事業及び工業用水道事業の人件費の補正予算につきましては、局長から御説明させていただきましたので省略させていただきます、私からは人件費以外の補正予算と条例議案につきまして御説明させていただきます。

資料ナンバー①高知県議会定例会議案 18 ページをお開きください。平成 29 年度高知県電気事業会計補正予算の第 2 条収益的支出、第 1 款第 4 項の特別損失の補正予算予定額 7,667 万 6,000 円です。さきの 9 月議会で御報告させていただきましたように、土佐町における水源のさと石原「北郷」発電所建設計画につきましては、平成 24 年 9 月議会で基本設計の補正予算について御承認いただき、その後、工事着手に向けて実施設計などに取り組みますとともに関係機関などと協議を進めてまいりましたが、発電所用地の取得交渉に時間を要したことから計画期間内の資金回収ができなくなるリスク等が増大し、結果としまして、事業化を断念せざるを得ないという大変残念な結果となりました。

つきましては、事業化の断念に伴い、これまで支出しました基本設計費 2,048 万 9,000 円、実施設計費 4,439 万 1,000 円、用地測量調査費 654 万 1,000 円、2 回の積算委託費 484 万 3,000 円、水質調査費など 41 万 2,000 円の合計 7,667 万 6,000 円を特別損失として処理するものです。

次に、資料ナンバー②高知県議会定例会議案説明書（補正予算）の 222 ページをお開きください。今回の特別損失の処理につきましては、地方公営企業法施行規則第 41 条第 2 号の規定に基づき、注記として記載する必要がありますことから、V の減損損失として先ほど御説明いたしました内容を記載しております。

次に、条例議案について御説明いたします。資料ナンバー④高知県議会定例会議案説明書（条例その他）の 3 ページをお開きください。高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を廃止する条例議案です。水源のさと石原「北郷」発電所を正式名称として追記をいたしておりました高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例は、平成 27 年 3 月に公布されましたが、施行日については規則で定めることとされており、これまで未施行でありましたが、今回、同発電所の現行計画での事業化を断念しましたことから、これを廃止するものです。

私からの説明は以上です。

◎弘田委員長 質疑を行います。

（な し）

◎弘田委員長 質疑を終わります。

以上で公営企業局の議案を終わります。

《報告》

◎弘田委員長 続いて、公営企業局より1件の報告を行いたい旨の申し出があつておりますので、これを受けることといたします。それでは、吉野ダム・杉田ダム関連構造物耐震補強検討委託調査結果の概要について、電気工水課の説明を求めます。

◎三本電気工水課長 昨年の9月補正予算で計上いたしました吉野ダム・杉田ダム関連構造物耐震補強検討の調査結果の概要につきまして、御報告させていただきます。お手元の危機管理文化厚生委員会資料（報告事項）、A4横カラーの資料をごらんください。

初めに、吉野ダム及び杉田ダムのレベル2地震動に対する耐震性能照査に関するこれまでの経緯です。平成24年度から耐震性能照査を進めてまいりまして、左側の上の表の赤塗りにあります吉野ダムの門柱と杉田ダムのゲートの2項目につきまして、補強対策の検討が必要との結果が出ております。そのほかについては問題となる損傷は生じません。このため、昨年の9月議会におきまして、補強対策の工法などを検討する補正予算の御承認をいただき検討を進めてまいりました。

次に、具体的な検討内容です。資料左下に記載しております吉野ダムにつきましては、門柱の横方向への変位量がゲートとのすき間より大きくなるためゲートを損傷させるおそれがありましたことから、門柱の補強や制震装置の設置などによる変位抑制策を検討いたしました。しかし、いずれもゲートとの干渉を完全に防げないという結果となりました。このため、門柱がゲートと干渉することに伴うゲートの損傷程度について調査を実施し、耐震性能上問題となるような損傷は生じないことが確認できました。

次に、資料右上に記載しております杉田ダムのゲートの検討結果です。ゲートの損傷を防ぐ補強対策としまして3案を策定いたしました。一つ目が、主要部材を当て板補強し副部材を交換・追加する案、二つ目が全部材を当て板補強する案、三つ目が全面更新する案です。概算工事費ですが、補強対策としてゲートの重量が増大することに伴う巻き上げ機と操作橋の更新費に加えまして、作業構台などの工事中の仮設備費も必要となり、最も安価な①の案でも9億円、設計費用なども含めると約10億円の事業費が見込まれております。

最後に、今後の対応方針としまして、今回の補強対策となるハード対策3案では多額の費用を要することにもなりますので、ソフト対策での耐震性能を確保する方策についての検討を新たに来年度実施することを考えております。通常ダムの照査を行う際には、平常時に貯水できる最も高い水位である常時満水位で行うことが基本であり、杉田ダムもこの条件で実施しておりますが、現実的には急激な出水等に備え常時満水位から1メートル下げて管理運営されており、さらに貯水位を下げても発電量の減少以外には大きな支障は生

じません。

このため、来年度の当初予算に必要な予算を計上の上、耐震性能が確保できる貯水位を正確に把握した上で、先ほど御説明いたしました補強対策3案や売電収入などと比較検討の上、具体的な対応方針を決定したいと考えております。

私からの報告は以上です。

◎弘田委員長 質疑を行います。

◎中根委員 杉田ダムのゲートの検討は1番の検討を進めていくのですか。

◎三本電気工水課長 杉田ダムの補強対策は①②③と3通り策定しまして、まだどれにするとは決めておりません。

◎中根委員 費用的には随分差があるようには思いますけれども、ダムが決壊したりしたときのことを考えると、地域の住民の皆さんも含めて随分以前から声が上がっていたと思います。ですから、費用面も考えなきゃいけないでしょうけれども、とにかく大丈夫な形をどうつくるかに全精力を傾けていただきたいなと要望したいと思います。

◎弘田委員長 質疑を終わります。

以上で、公営企業局を終わります。

お諮りをいたします。執行部より説明を受け審査いたしました予算議案4件、条例その他議案5件、これについてこれより採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なし)

◎弘田委員長 それでは、これより採決を行います。

第1号議案「平成29年度高知県一般会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎弘田委員長 全員挙手であります。よって、第1号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決定します。

次に、第4号議案「平成29年度高知県電気事業会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎弘田委員長 全員挙手であります。よって、第4号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第5号議案「平成29年度高知県工業用水道事業会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎弘田委員長 全員挙手であります。よって、第5号議案は全会一致をもって原案どおり

可決することに決しました。

次に、第 6 号議案「平成 29 年度高知県病院事業会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎弘田委員長 全員挙手であります。よって、第 6 号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第 7 号議案「高知県国民健康保険法施行条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎弘田委員長 全員挙手であります。よって、第 7 号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第 11 号議案「高知県公立大学法人に係る評価委員会及び重要な財産に関する条例の一部を改正する条例を廃止する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎弘田委員長 全員挙手であります。よって、第 11 号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第 15 号議案「高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を廃止する条例議案」、原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎弘田委員長 全員挙手であります。よって、第 15 号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第 18 号議案「高知県立人権啓発センターの指定管理者の指定に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎弘田委員長 全員挙手であります。よって、第 18 号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第 28 号議案「高知県公立大学法人定款の変更に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎弘田委員長 全員挙手であります。よって、第 28 号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

それでは、執行部は退席をお願いいたします。

(執行部退席)

◎弘田委員長 次に、請願について審査を行います。

最初に、請第1-2号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」を議題とし、審査いたします。

小休にします。御意見をどうぞ。

(小 休)

◎ 今、担当課からも説明があったんですけども、国としても県としても、この私学支援というものはここ数年大幅に上がってきております。そのところは認めなくてはいけないと思いますので、我々はこの請願に乗れないと思っております。

それともう一つ、署名をもらうのは大変な努力もされていると思うんですが、こうやって県が支援をして金額も上がっているとか、皆さん方の負担も少ないことを説明しないまま請願を続けていても、私はおかしい方向になってくると思うんですよ。国からも県からも私学助成についてはこれだけ充実していること、その中において何が足りないのかって集めていかないと、漠然と教育予算を増額してくれって言ったときに、これだけ増額しているのに、でも署名もらうときにはその説明がなくて集めているところに、私はちょっと疑問を感じます。

きょうマスコミも来ているんですけども、県としても、これだけ高知県の私学が予算も入ってこのように変わってきたことは、担当課もリリースしていかないと、このままだったら、もう100%ゼロの世界に入ってしまうじゃないですか。だから、そういったところも含めて、こういった署名を集めてくるのはいいと思うんですけども、やはりちゃんと県も努力している、国も努力していることも、私は説明しないと、ただ教育予算をふやせだったら、余りこの請願も意味をなさないんじゃないかなと思います。

◎ もちろん請願の署名の段階では学習会をしたり、それから先進国の中で教育費はやっぱり無償の方向で行くのがほんとにいいことですよと、そうしてほしいんだという思いも含めた学習会などはしてるんですよ。もちろんこの間の努力を全て否定するとか、そういう署名ではないです。さらに推し進めてほしいという実態と思いを込めた署名になっていきますので、決してこれまでのその努力、私たちも一緒に努力をしてきたつもりですから、それを否定するものではないです。ただ、やっぱり教育予算などは限りなく無償に近づくのが、私は理想というか、その方向に向かうべきという思いは持って紹介議員にもなっています。

◎ 私たちも会派の中でいろいろ話して、この高知県においては、県が予算を一生懸命伸ばしてきておる。この高知県の厳しい財政の中で全国、高校、私学で言えば5位とか、中学では8位とか、そこまで持っていったのはね、これ努力のたまものやと思うんですよ。

それから、所得制限はあるんですけど実質 350 万円以下の人たちは、無料とか、そういう体制もやってしいてきましたんでね、自分たちの会派はこの請願には賛成できない感じですね。

もっと高知県のやっている、県教育委員会執行部のやりゆうことを説明して、まさに委員が言われたように何が足りていないのか、そういうところにいけば、もう少し話し合う余地ができるんじゃないかなと思います。このままでは、委員言われたんやけれど、何か我々はもう全て否定されゆうような、そういう感じを受けるんですよ。

やっぱり努力は努力として、きちんと話をしていくのが筋じゃないかなという、そんな感じですね。

◎ 全くそれは違いますので、そのところは、請願の仕方含めて、もっと丁寧にするようには私も伝えるようにします。

◎ 私も、まさに委員がおっしゃったとおりだと思います。2-2もそうですし、1-2についても県内枠を、きちっと設けているということで、随分と僕は努力をされていると思いますんで、今まで余りやっていなかったら、何となくこう自分なんかも「ああ、そうかな」と思いますけれど、我々も事前に勉強もしてきたんですけども、同時に今執行部からもお話を聞いたら、ここまで手を足してくれているんだなと感じたのが正直なところですよ。

◎ 入学金の無償枠とか、それから県立大学の授業料の免除の問題とか、それは私たちも一緒にずっと運動してきて実現をして、「いや、すごいね、よかったね」って、それは実感としてもあります。ただ同時に、例えば入学金の半額免除でいいのかなと。ほんとに大変な世帯は、その最初の投資、入学をする場合にそのときはお金借りられないんですよ。それで奨学金も出ないんですよ。その第一歩のところをどうするかは物すごい葛藤、努力が必要になるわけです。だから、そういう意味では半額というところにとどまらないでっていう、そういう思いのこもった助成制度をとということだと思えますね。

◎ 大体意見が出尽くしましたね。

◎弘田委員長 正場に復します。

ほかに意見がなければ、これより採決を行います。

請第 1-2 号の請願を採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎弘田委員長 挙手少数であります。よって、本請願は不採択とすることに決しました。

次に、請第 2-2 号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」を議題とし、審査いたします。

小休にいたします。御意見をどうぞ。

(小 休)

◎ もう先ほど2-1で話したことが全てですので。

◎弘田委員長 正場に復します。

ほかに御意見がなければ、これより採決を行います。

請第2-2号の請願を採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎弘田委員長 挙手少数であります。よって、本請願は不採択とすることに決しました。

次に、請第3号「難病医療費助成制度における診断書料の公費助成制度創設を求める請願について」を議題とし、審査をいたします。

小休にいたします。御意見をどうぞ。

(小 休)

◎ 難病の方たちの大変さは、先行きの治癒を見込めない中で闘病しなければならない大変な状況だろうと思いますけれど、この委員会でも難病支援センターとか見に行ったり、いろいろ要望を受けましたよね。そんな中で制度が変わって、年に1回、診断書をつけたさまざまなやりとりをしなければならないと。お医者さんもそこに大変な苦慮があって、もっていないところもあったり、もっているところもあったりと、これは実態として驚きました。県としてもその国を飛び越えて、県がこの補助施策をつくるのはなかなか大変なことではあるんですけども、やっぱりここに心を寄せることは大事なことはないかなとは思いますが。

◎ 先ほど担当課からも説明をいただいたときに、やはり肝炎とかの公平性もやっぱり考慮しなきゃいけないんでしょうし、それとやっぱり年収、所得の制限なんかもあるじゃないですか。そういった意味では今の制度で果たして、どこが問題なのか、公平性を考えると今の状況でいいんじゃないかと思えますし、それからこれ5年ごとに見直しがあるので、あと2年後の見直しも含めて、我々はそのときの検討でいいんじゃないかなと思うんですけど。

◎ でも、難病の人たちにとったら、その2年間は大きいんですよ。

◎ 所得によってやっぱりきちんと設けていますんで、やはり所得の少ない人に対してはきちんと措置がされているし、所得のある人についてはそんな高いもんじゃなくて、応分の負担をしてくださいと、そんな制度になっちゃうわけですね。先ほど委員から言われたように5年以内に再検討していくということですしよね、それが3年目ですから、多分指摘のありゆうことについてはそれぞれの検討をされて見直しをされていくんじゃないかと私らは期待をしちよります。

確かにしんどいとは思いますが、その所得のある人に対してということですから、ほかのがんであるとか肝炎であるとか、そういった人たちはこの診断書料はやっぱり自分で払うわけですね。それから、税金を使うに当たって、ここの部分だけに充てるとなると、それだけの理由が要るわけで。そういった理由を立てるに当たって、勉強した中では少し弱いと感じたようなところですね。ちょっとそう思いました。

◎ まあ国が制度をつくるのであれば、もうちょっと丁寧につくってくればこんなことを悩まなくてもいいのになと。難病の方たちに対しては。

◎ 毎年毎年申請をして、診断書を出さないかん。それはがんとか肝炎とかの人たちとはちょっと状況が違うなと思ったんですよ。

◎ 意見が出ましたが。

◎ それで、この提出者から、否決をされることは避けたいという思いがあって、もしもそういう状況であれば、取り下げをしたいという申し入れがあります。

◎弘田委員長 それでは、正場に復します。

請第3号については留保といたしまして、19日の委員会で再度審査を行います。

《意見書》

◎弘田委員長 次に、意見書を議題といたします。意見書案2件が提出されております。

初めに、「生活保護費の削減に反対し、生活保護基準の復元を求める」意見書案が日本共産党から提出されておりますので、お手元に配付してあります。意見書案の朗読は省略したいと思いますので、よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎弘田委員長 御意見をどうぞ。小休にします。

(小 休)

◎ 不一致で。

◎ もうほんとにね悲鳴が上がっています。何とかしてくださいということを国に言いたい。これまでも相当な苦境の中でどうやって食べていったらいいんやろうと、そんな悲鳴がいっぱい聞こえています。

◎ 国でも何か大学進学に最大30万円とか、新たなものをつくってやっているんで。

◎ 見直し案では、支給水準が高い大都市部がこれはメインのことであって、本県には余りこ。

◎ いやあ、そんなことはないと思う。

◎ というて報道はされておりますし、地域や世帯によっては7%程度ふえることもある

と。児童養育加算の支給対象も中学から高校まで拡大をされるとの報道もあるようです。

◎ これも大切なことやから勉強もさせていただいたんですけど、低所得者層との差の問題も出てきちゅうんですよね。そういった調整と、それからもう一つは子供たち、児童生徒、学生を抱えた家庭については配慮して今まで以上のことになっていますんで、我々としては、今回の見直しについてはこの方向でいいんじゃないかと話したわけですけどね。ベストとは言えんかもしれんやけど、ベターな方向に行きゆうんじゃないかなという結論ですね、うちの会派の中ではね。

◎ その根拠の立て方よね、そこにもちょっと問題ありますよってなことを書かせてもらっているんですけどね。高知県はひとり世帯で高齢で保護を受けてる人たちも物すごく多くて、こういう人たちが毎年「また下げられるの。どうしたらいいんやろう」という声が、毎年というか去年もね高知市なんかでは相当聞こえたんですよ。その上に国がこういう方針を出すと、高知県は影響がないわけでは全くなって、希望がなくなるというか、そういう意味でもねこれは避けたい思いが強くなっていますけれども。はい、残念です。

◎弘田委員長 正場に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

次に、「難病医療費助成制度（小児慢性特定疾患を含む）の診断書料の公費助成創設と制度改善を求める」意見書案が日本共産党、県民の会から提出されておりますので、お手元に配付してあります。意見書案の朗読は省略したいと思いますので、よろしいでしょうか。

（異議なし）

◎弘田委員長 小休にします。御意見をどうぞ。

（小 休）

◎ これは先ほどの意見と一緒にですね。

◎弘田委員長 正場に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、19日午後4時から委員長報告の取りまとめなどを行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

◎弘田委員長 本日の委員会はこれで終了します。

（14時51分閉会）